

公文書公開請求及び申出の概要(令和7年度)
(実施機関:教育委員会)

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	担当課	決定の内容	一部公開・ 非公開の理由 (情報公開条例第7 条)
7-0001	4月3日	4月17日	請求	(請求人による通し番号2504-1) 『上尾市教育委員会交際費支出基準』(文末【資料】)について後述の(1)・(2)の情報の開示を求めます。開示の際は、面談のうえ、資料の閲覧をさせていただきます。かつ、必要に応じてコピーを取らせていただきます。なお、仮に「文書不存在による非公開」処分とされる場合においても、「上尾市情報公開条例」第26条に基づき、市民に向けて丁寧な情報提供をお願いいたします。 (1)『上尾市教育委員会交際費支出基準』は、最終改正として、令和5年9月25日教育長決裁とされています。そこで、最終改正前の『上尾市教育委員会交際費支出基準』が判別できる文書。なお、webで閲覧できる場合には、その旨ご指示ください。	教育総務課	全部公開	
7-0002	4月3日	4月17日	請求	(2) 前記(1)で『上尾市教育委員会交際費支出基準』を令和5年9月25日に改正するにあたっての起案(決裁)文書。	教育総務課	全部公開	
7-0003	4月3日	4月17日	請求	(3)『上尾市教育委員会交際費支出基準』は教育長決裁とされていますが、同基準の改正にあたり、教育委員会の会議において報告事項とされたのか否かが判別できる文書・資料等。また、教育委員会の会議で報告がされていない場合にはその理由が判別できる文書・資料等。	教育総務課	非公開	文書不存在
7-0004	4月3日	4月17日	請求	(4)『上尾市教育委員会交際費支出基準』の別表について、(4) 1～(4) 5までの情報の開示を求めます。 (4)-1「総会・研修会及び懇談会等で飲食を伴うもの」とされていますが、「研修会で飲食を伴うもの」とは何であるのか、具体的な研修会名が判別できる文書・資料等。	教育総務課	非公開	文書不存在
7-0005	4月3日	4月17日	請求	(4) -2「行事等」とは何であるのか、具体的な行事名が判別できる文書・資料等。	教育総務課	全部公開	
7-0006	4月3日	4月17日	請求	(4) -3「平方のどろいんきょ」については、上尾市教育委員会のHPのHPに写真が掲載されていることから、上尾市教育委員会が「上尾市の誇れる行事」として扱っていることがわかります。そこで、「平方のどろいんきょ」が地域の行事であることが判別できる文書・資料等。	生涯学習課	一部公開	第2号
7-0007	4月3日	4月18日	請求	(4) -4 海外派遣等の「せんり」とは何であるかが判別できる文書・資料等。	教育総務課	非公開	文書不存在
7-0008	4月3日	4月17日	請求	(4) -5 別表下部に「一部改正[令和4年2月1日教育長決裁]」という表記がされていますがこの「一部改正」前の別表の内容が判別できる文書・資料等。	教育総務課	全部公開	
7-0011	4月4日	4月18日	請求	(請求人による通し番号2504-2) 令和7年度当初に、上尾市教育委員会の西倉教育長が今年度の教育行政を進めるにあたって教育委員会事務局に向けて示した文書・資料等(昨年度は「令和6年度 教育行政を進めるにあたって」という題目で2024.04.03に発行されていますが、それと同様の文書・資料等)。なお、開示の際は電子交付にてお願いします。	教育総務課	全部公開	
7-0012	4月4日	4月18日	請求	令和7年3月21日に、坂東議員の教育長再任についての討論後、教育長から発言の取消を求められ、それについて教育総務課の部長、次長、課長と議会事務局の局長、事務局職員2名と坂東議員の7名で協議を行ったとのことですが、協議の内容がわかる文書を請求致します。	教育総務課	非公開	文書不存在
7-0018	4月6日	4月18日	請求	(2) 上記【資料】の2月21日に「群協 研修会」との記述が認められます。そこで、2月21日の「群協 研修会」の中身が判別できる文書・資料等。(研修会資料等が想定されます)。	生涯学習課	全部公開	
7-0019	4月6日	4月17日	請求	(3) 上記【資料】の2月25日に「学校訪問」との記述が認められます。そこで、2月25日に「学校訪問」との記述が認められます。そこで、2月25日の「学校訪問」の中身(学校名・訪問の目的など)が判別できる文書・資料等(学校から提供された文書・資料等が想定されます)。	学務課	全部公開	
7-0020	4月6日	4月21日	請求	(4) 上記【資料】の2月27日に「学校訪問」との記述が認められます。そこで、2月27日に「学校訪問」の中身(学校名・訪問の目的など)が判別できる文書・資料等(学校から提供された文書・資料等が想定されます)。	学務課	全部公開	
7-0021	4月6日	4月20日	請求	(5) 上記【資料】の2月28日に「学校訪問」との記述が認められます。そこで、2月28日に「学校訪問」との記述が認められます。そこで、2月28日の「学校訪問」の中身(学校名・訪問の目的など)が判別できる文書・資料等(学校から提供された文書・資料等が想定されます)。	学務課	全部公開	
7-0022	4月6日	4月20日	請求	(6) 上記(3)・(4)・(5)の「学校訪問」の際に、西倉教育長が市議会で「最重要課題であると答弁した「教員の働き方改革」について、どのような話をしたのか判別できる文書・資料等。	学務課	非公開	文書不存在
7-0023	4月6日	4月25日	請求	(請求人による通し番号2504-6) 請求人が別途入手した【資料1】【資料2】に基づき、後述の(1)・(2)までの情報の開示を求めます。開示の際は、電子交付にてお願いします。 (1)【資料2】により、東中学校では、少なくとも2023(R5)年11月24日の時点において2025年の修学旅行では大阪・関西万博に行くことを前提としていたことが判別できます。 その一方で、【資料1】により、2025年3月の市議会答弁の時点で、学校教育長は東中学校が修学旅行で大阪・関西万博に行くことについて何らの文書・資料等を持ち合わせていないことも判明しています。つまり、東中学校が修学旅行で大阪・関西万博に行くということを上尾市教育委員会は1年3か月余り承知しなかったこととなりますが、このようなことは、請求人には到底考えられません。なぜならば、大阪・関西万博については、2024年3月28日に万博会場でメタングスの爆発、その後ヒアリの発生などが報じられるなど、安全性の面で強い懸念があることは周知の事実であり、旅行者によってその安全性が担保されるものではありません。 そこで、このような重要事実(東中が修学旅行で安全性が懸念されている大阪・関西万博に行くこと)について、東中学校から上尾市教育委員会事務局に連絡が届いた経緯等が判別できるすべての文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
7-0024	4月6日	4月25日	請求	(2) 前記(1)で示した2023(R5)年11月24日以降2025年3月の市議会答弁までの1年3か月余りの間に、教育長や学校教育部長をはじめとする教育委員事務局東中学校「学校訪問」する機会があったと思われる。その際、修学旅行についての話が出されたか否か、話が出たのであれば、その際に使用したことが判別できる文書・資料等。そこで、2月28日に「学校訪問」との記述が認められます。そこで、2月28日の「学校訪問」の中身(学校名・訪問の目的など)が判別できる文書・資料等(学校から提供された文書・資料等が想定されます)。	指導課	非公開	文書不存在
7-0028	4月7日	4月18日	請求	(請求人による通し番号2504-8) 上尾市HPの教育委員会のページの冒頭には3枚の画像が掲載されています(本請求書文末【資料1】～【資料3】参照。最終閲覧日 2025年4月7日)。 このことに関連して、後述の(1)～(5)までの情報の開示を求めます。 開示の際は、担当課との面談により、文書・資料等を閲覧のうえ、必要に応じてコピーを取らせていただきます。なお、もしも文書不存在による非公開処分とされる場合であっても、上尾市情報公開条例」第26条に基づき、市民に対して丁寧な情報の提供をお願いいたします。 (1) 上尾市HPの教育委員会のページの冒頭に【資料1】の「上尾シティハーフマラソン」の画像を掲載した経緯や掲載理由が判別できる文書・資料等。	教育総務課	非公開	文書不存在
7-0029	4月7日	4月18日	請求	(2) 上尾市教育委員会として、「上尾シティハーフマラソン」についてどう捉えているか(または教育行政の中でどう位置付けているのか)が判別できる文書・資料等。	スポーツ振興課	全部公開	
7-0030	4月7日	4月18日	請求	(3) 上尾市HPの教育委員会のページの冒頭に【資料2】の「上尾市民音楽祭」の画像を掲載した経緯や掲載理由が判別できる文書・資料等。	教育総務課	非公開	文書不存在
7-0031	4月7日	4月17日	請求	(4) 上尾市教育委員会として、「上尾市民音楽祭」についてどう捉えているか(または教育行政の中でどう位置付けているのか)が判別できる文書・資料等。	生涯学習課	全部公開	
7-0032	4月7日	4月21日	請求	(5) 上尾市HPの教育委員会のページの冒頭に【資料3】の「平方のどろいんきょ」の画像を掲載した経緯や掲載理由が判別できる文書・資料等。	教育総務課	非公開	文書不存在
7-0033	4月7日	4月21日	請求	(6) 上尾市教育委員会として、「平方のどろいんきょ」についてどう捉えているか(または教育行政の中でどう位置付けているのか)が判別できる文書・資料等。	生涯学習課	全部公開	
7-0043	4月14日	4月28日	請求	サポートルームティーチャーを中学校に配置しないことと決定した理由、経緯がわかる文書を請求致します。	教育センター	非公開	文書不存在
7-0044	4月14日	4月28日	請求	昨年行ったスペシャルサポートルーム利用状況調査で、上平小・大石南中・平方東小・平方北小・瓦葺中について、何故利用者が半年間ゼロであったかを分析した文書を請求致します。	教育センター	全部公開	
7-0046	4月15日	4月28日	請求	(請求人による通し番号2504-14) 上尾市立上尾中学校・太平中学校・東中学校・大谷中学校の計4中学校を対象に、令和7年度当初に決定された事項に関し、後述の(1)～(5)までの情報開示を求めます。なお、開示の際は電子交付にてお願いします。 (1) 上尾中・太平中・東中・大谷中における、職員会議等で校長から示された「令和7年度の異費教職員の勤務時間の割り振り」が判別できる文書・資料等。	学務課	全部公開	
7-0047	4月15日	4月28日	請求	(2) 上尾中・太平中・東中・大谷中において、「令和7年度の部活動顧問が誰なのか」が判別できる文書・資料等。ただし、職員会議等で校長の職務命令により部活動の顧問を命じられたものであること。	指導課	全部公開	
7-0048	4月15日	4月28日	請求	(3) 上尾中・太平中・東中・大谷中において職員会議等で校長から示された、令和7年4月の「部活動予定表」(活動予定日と活動時間が判別できるものであること)。	指導課	一部公開	文書不存在
7-0049	4月15日	4月28日	請求	(4) 上尾中・太平中・東中・大谷中において職員会議等で校長から示された、「生徒の完全下校時刻(季節等時期により変更される場合も含めて)」が判別できる文書・資料等。	指導課	全部公開	
7-0050	4月15日	4月28日	請求	(5) 上尾中・太平中・東中・大谷中において、職員会議等で校長から示された「部活動顧問に命じられた職員が、令和7年度の部活動の活動時間に顧問として何をすべきか」が判別できる文書・資料等。	指導課	一部公開	文書不存在

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
7-0051	4月15日	4月28日	請求	(請求人による通し番号2504-15) 「上尾市立学校教育職員の業務量の適切な管理に関する規則」(以下、本請求書では「業務量管理規則」と略)に基づく教育職員の在校勤務時間、およびその関連についての後述の(1)~(7)までの情報について、電子交付にて開示を求めます。なお、文書不存在的場合であっても、市民に向けて「上尾市情報公開条例」第26条による丁寧な情報提供をお願いします。 (1)令和6年度中に「業務量管理規則」第3条第1項(1)で定めた「1箇月について45時間」を超えて勤務した職員は何人であったのか、また、当該職員に対して、上尾市教育委員会としてどのように「適切な管理」を行ったかが判別できる文書・資料等。ただし、職員の個人名は除く。	学務課	一部公開	文書不存在的
7-0052	4月15日	4月28日	請求	(2)令和6年度中に「業務量管理規則」第3条第1項(2)で定めた「1年について360時間」を超えて勤務した職員は何人であったのか、また、当該職員に対して、上尾市教育委員会としてどのように「適切な管理」を行ったかが判別できる文書・資料等。ただし、職員の個人名は除く。	学務課	一部公開	文書不存在的
7-0053	4月15日	4月28日	請求	(3)令和6年度中に「業務量管理規則」第3条第2項(1)で定めた「1箇月について100時間」を超えて勤務した職員は何人であったのか、また、当該職員に対して、上尾市教育委員会としてどのように「適切な管理」を行ったかが判別できる文書・資料等。ただし、職員の個人名は除く。	学務課	一部公開	文書不存在的
7-0054	4月15日	4月28日	請求	(4)令和5年度中に「業務量管理規則」第3条第2項(2)で定めた「1年について720時間」を超えて勤務した職員は何人であったのか、また、当該職員に対して、上尾市教育委員会としてどのように「適切な管理」を行ったかが判別できる文書・資料等。ただし、職員の個人名は除く。	学務課	一部公開	文書不存在的
7-0055	4月15日	4月28日	請求	(5)上尾市内各小・中学校に勤務する県費教職員の2025年3月分の「時間外在校時間数」が判別できる文書・資料等(勤務日数が0日の職員を除く)。	学務課	一部公開	第2号
7-0056	4月15日	4月28日	請求	(6)「上尾市働き方改革基本方針」における目標は「時間外在校等時間月45時間以内、年360時間以内の教員数の割合を令和6年度末までに100%に」というものです。令和6年度末が経過している現在、この方針および結果に関しての上尾市教育委員会の見解が判別できる文書・資料等。なお、現段階で文書・資料等が存在しない場合であっても、今後見解を示す予定がある場合にはその旨ご教示ください。	学務課	非公開	文書不存在的
7-0057	4月15日	4月28日	請求	(7)西倉上尾市教育委員会教育長は、市議会答弁で「教員の働き方改革は最重要課題」と明言しています。この答弁を踏まえ、「時間外在校等時間月45時間以内、年360時間以内の教員数の割合を令和6年度末までに100%に」という目標および結果について、西倉教育長自身による「教育長としての見解」が判別できる文書・資料等。なお、現段階で文書・資料等が存在しない場合であっても、今後西倉教育長自身が当該見解を示す予定がある場合にはその旨ご教示ください。	学務課	非公開	文書不存在的
7-0067	4月25日	5月9日	請求	教育委員会4月25日回答 令和6年7月30日に、研修を行う旨の回答はいたしましたが、いつまでに実施することは回答しておりません。従って、ご指摘の虚偽回答でも一切ないと考えます。市全体の職員に対する公文書管理の研修は実施されており、教育委員会として、どのように研修を行うかについて現在検討しているところでございます。上記の回答「教育委員会として、どのように研修を行うかについて現在検討している」ということがわかる文書を請求致します。	教育総務課	非公開	文書不存在的
7-0068	4月26日	5月9日	請求	令和6年6月議会において、フリースクール等不登校児童生徒の支援を行う居場所の利用者への経済的支援を行うことを求めた「上尾市の不登校対策に関する請願」が採択され、不登校対策推進委員会で協議するとのことでした。不登校対策推進委員会が、協議内容を教育委員会に報告した文書を請求致します。(不登校対策推進委員会の議事録ではなく、教育委員会に報告した文書です。)	教育センター	非公開	文書不存在的
7-0069	4月27日	5月9日	請求	(請求人による通し番号2504-16) 請求人他市民1名は、2025(令和7)年2月20日に上尾市市政相談委員要綱第10条第2項の規定により「苦情申立書」(文末[資料1])を提出いたしました。その結果、令和7年4月18日付上市政第1号「苦情調査結果報告書」(文末[資料2])が発出され、調査の結果が示されました。そこで、令和7年2月20日以降本請求書受理日までの間、上尾市教育委員会として当該「苦情申立書」に基づきどのように対応したかが判別できる文書・資料等。開示の際は、電子交付にてお願いいたします。なお、文書不存在的場合であっても、市民に向けて「上尾市情報公開条例」第26条による情報提供をお願いします。	教育総務課	全部公開	
7-0072	4月28日	5月12日	請求	開示資料SSR等利用状況及びKSRT配置状況(令和7年1月)で、瓦葺中は備考欄で「スペシャルサポートルームの利用を希望する生徒は無し」と回答しています。瓦葺中が、スペシャルサポートルームの利用を不登校生徒18名に勧め、それに対し18名全員が利用を希望しないとされたことがわかるヒアリング結果等の文書を請求致します。	教育センター	非公開	文書不存在的
7-0088	5月6日	5月20日	請求	(請求人による通し番号2505-3) 文末の「資料1」および「資料2」に基づき、後述の(1)~(3)の情報の開示を求めます。開示の際は、電子交付にてお願いします。なお、文書不存在的場合であっても、市民に向けて「上尾市情報公開条例」第26条による情報提供をお願いします。 (1)令和7年2月25日付け上教指第2459-1号により請求人宛に黒塗りで示された「令和7年度イングリッシュサロン予算要求用資料」の黒塗りでない文書・資料等(文末の「資料1」・「資料2」参照)。	指導課	一部公開	第3号
7-0089	5月6日	5月20日	請求	(2)「令和7年度イングリッシュサロン」にかかる委託業者と上尾市が交わした契約書・特記仕様書の類。なお、未契約の場合は、「いつ契約するのか」についての情報の提供をお願いします。	指導課	一部公開	第2号
7-0090	5月6日	5月20日	請求	(3)「令和7年度イングリッシュサロン」にかかる委託業者募集の状況が判別できる文書・資料等。	指導課	全部公開	
7-0091	5月11日	5月23日	請求	教育委員会5月9日回答 再質問4 なお、教育総務課の職員が教育委員へ説明している事実を担当職員及び委員へ確認しているため、上尾市長、埼玉県教育委員会へ懲戒処分の要請をする予定はございません。上記の回答「教育総務課の職員が教育委員へ説明している事実を担当職員及び委員へ確認している」について、どのように確認したか等その内容がわかる文書を請求致します。	教育総務課	非公開	文書不存在的
7-0095	5月14日	5月28日	請求	(請求人による通し番号2505-4) 後述の(1)・(2)についての情報の開示を求めます。開示の際は、電子交付にてお願いします。なお、文書不存在的場合であっても、市民に向けて「上尾市情報公開条例」第26条による情報提供をお願いします。 (1)「上尾市立平方北小学校再編検討協議会」委員の内、公募委員に応募した人数および合格者数(=採用数)が判別できる文書・資料等。	教育総務課新しい学校づくり推進室	一部公開	第2号
7-0096	5月14日	5月28日	請求	(2)上記(1)の公募委員の選出にあたっての合否の判定基準・点数配分等が判別できる文書・資料等。	教育総務課新しい学校づくり推進室	全部公開	
7-0097	5月14日	5月23日	請求	(請求人による通し番号2505-5) 「資料」に基づき、後述の(1)・(2)についての情報の開示を求めます。開示の際は、電子交付にてお願いします。なお、文書不存在的場合であっても、市民に向けて「上尾市情報公開条例」第26条による情報提供をお願いします。 (1)上記市政相談員への説明資料に「市民と直接対話する機会としては、「市PTA連合会懇談会」のみ」と記載されています。そこで、上尾市の教育委員と「市PTA連合会」との懇談会の日時・内容が判別できる文書・資料等。対象期間は令和5年度・6年度・7年度とします(令和7年度は本請求書受理日まで)。	生涯学習課	一部公開	文書不存在的
7-0098	5月14日	5月23日	請求	(2)上記(1)の「市PTA連合会懇談会」への教育委員会側(=教育長・教育委員・教育委員会事務局職員)の参加者名が判別できる文書・資料等(対象期間は令和5年度・6年度・7年度とします(令和7年度は本請求書受理日まで))。	生涯学習課	一部公開	文書不存在的
7-0099	5月15日	5月29日	請求	(請求人による通し番号2505-6) 「資料」に基づき、後述の(1)・(2)についての情報の開示を求めます。開示の際は、電子交付にてお願いします。なお、文書不存在的場合であっても、市民に向けて「上尾市情報公開条例」第26条による情報提供をお願いします。 (1)令和6年10月1日付け上教総第688号文書の備考欄には、教育委員の人数を法定数よりも1名増員する(法改正前は5人→6人、現在は法定4人→5人に増員)理由として「市民の多様な意向を教育行政に一層反映することができるようにするため」が挙げられています。しかしながら、教育委員会の議案審議においては、少なくとも20年の長きにわたって「全員一致・異議無し」の状況が続き、事務局が提案する議案に対しての反対意見は皆無。たとえは平方幼稚園園庭の際には、一人の反対もなく閉園を提案したところ、市議会で2度にもわたって議決されるという事実があります。少し考えれば分かることですが、「議案がそうであるように」多様な意向があるならば、議案に対して賛否が分かれるのがむしろ普通だと思われ。そこで、現在のの上尾市教育委員それぞれが「市民の多様な意向を教育行政に一層反映することができる」ために教育委員に就任しているということが判別できる文書・資料等(教育委員個別の文書・資料等が望ましい)。	教育総務課	一部公開	第2号

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
7-0100	5月15日	5月29日	請求	(2) 請求人は、今のよう状況では、教育委員会の会議は全く「市民の多様な意見は反映されていない」と思われることから、教育委員をわざわざ5人置く必要などなく、地教法の「第三条 教育委員会は、教育長及び四人の委員をもって組織する。」にしたがって、4人でよいのではないかと考えています。 そこで、現状5人の教育委員について、どのようにすれば(手続きを含めて)地教法第3条前段(但し書き前)のとおり4人となるのかを判別できる文書・資料等。なお、法令等に明記してある場合には、その旨ご指示ください。	教育総務課	非公開	文書不存在
7-0101	5月15日	5月29日	請求	教育委員会5月14日回答 議案・議案資料については定例会に先立ち、教育総務課職員が令和7年3月24日付け起案、同日付けで教育長決裁がされており、決定した経緯を記録した文書は、この起案文書となります。 上記の起案文書を開示請求致します。	教育総務課	全部公開	
7-0104	5月16日	5月30日	請求	(請求人による通し番号2505-7) 今年度に予定されている上尾市内中学校の大阪・関西万博への修学旅行に関連し、後述の(1)～(6)までの情報の開示を求めます。 開示の際は、電子交付にてお願いします。なお、文書不存在の場合であっても、市民に向けて「上尾市情報公開条例」第26条による情報提供をお願いします。 (1)大阪・関西万博への修学旅行を予定している市内の中学校(太平中・東中・大谷中)において、大阪・関西万博開幕後(=今年の4月13日以降)に下見をしているか、または予定しているか否かを判別できる文書・資料等(旅行命令簿や復命書、あるいは学年会・職員会議等で示された予定表などが想定されます)。	指導課	一部公開	第2号
7-0105	5月16日	5月30日	請求	(2)大阪・関西万博への修学旅行を予定している市内の中学校(太平中・東中・大谷中)において、生徒や保護者から懸念の声や疑問などが寄せられ、学年・学校としてどのように対応したのかを判別できる文書・資料等(保護者からの懸念や質問などの記録等とそれに対する回答や対応の記録などが想定されます)。	指導課	一部公開	第2号
7-0106	5月16日	5月30日	請求	(3)大阪・関西万博への修学旅行を予定している市内の中学校(太平中・東中・大谷中)において、今年度に提案または報告された、修学旅行についての取り組み等が判別できる文書・資料等。ただし生徒名が含まれている場合は黒塗り可。	指導課	一部公開	第2号
7-0107	5月16日	5月30日	請求	(4)大阪・関西万博への修学旅行を予定している市内の中学校(太平中・東中・大谷中)において、修学旅行について生徒・保護者に向けて学校・学年から発出した文書・資料等(今年4月以降に発出した「お知らせ」等が想定されます)。	指導課	一部公開	第2号
7-0108	5月16日	5月30日	請求	(5)大阪・関西万博への修学旅行を予定している市内の中学校(太平中・東中・大谷中)において、今年度になってからの「旅行者と打ち合わせ」の内容が判別できる文書・資料等。	指導課	一部公開	第2号
7-0109	5月16日	5月30日	請求	(6)上記(5)で、「万博会場の安全性の担保」および「熱中症対策」についてどう対応するのかを判別できる文書・資料等。	指導課	一部公開	第2号
7-0110	5月16日	5月29日	請求	2025.05.16に上尾市HP(教育委員会のページ)に「教育委員会会議のお知らせ」が掲載されました。このことに関連し、後述の(1)・(2)の情報の開示を求めます。開示の際は、電子交付にてお願いします。なお、文書不存在の場合であっても、市民に向けて「上尾市情報公開条例」第26条による情報提供をお願いします。 (1)例年5月に上尾市教育委員会が保有する行政文書の公開に係る〇年度(=前年度)の実施状況についてが報告されていますが、なぜ今年度は「上尾市教育委員会が保有する行政文書(公文書)の公開に係る令和6年度の実施状況について」(同趣旨を含む)が報告事項になっていないのか、その理由が判別できる文書・資料等。	教育総務課	非公開	文書不存在
7-0111	5月16日	5月29日	請求	(2)「上尾市教育委員会が保有する行政文書(公文書)の公開に係る令和6年度の実施状況」が判別できる文書・資料等。	教育総務課	非公開	文書不存在
7-0112	5月19日	5月29日	申出	上平中学校校舎等更新設計業務の設計金額、設計内訳(単価、数量、金額)	教育総務課新しい学校づくり推進室	一部公開	第7号
7-0113	5月19日	5月29日	申出	小中学校施設更新方法等検討支援業務の設計金額、設計内訳(単価、数量、金額)	教育総務課新しい学校づくり推進室	一部公開	第7号
7-0115	5月19日	5月29日	申出	太平中学校・平方東小学校校舎等更新設計業務の設計金額、設計内訳(単価、数量、金額)	教育総務課新しい学校づくり推進室	一部公開	第7号
7-0116	5月19日	5月29日	申出	西中学校校舎等更新設計業務の設計金額、設計内訳(単価、数量、金額)	教育総務課新しい学校づくり推進室	一部公開	第7号
7-0117	5月20日	6月3日	請求	「上尾市立〇〇小学校におけるいじめ重大事態に関する調査報告書」の作成において作成した児童、保護者、教職員のヒアリングに関連する記録一式。	指導課	非公開	第2号
7-0133	5月28日	6月11日	請求	2025/05/28 〇〇様 お問い合わせいただいた件について、不登校対策推進委員長から教育センターで聞き取りを行った内容を回答させていただきます。 上記の聞き取りを行った内容がわかる文書を請求致します。	教育センター	一部公開	第2号
7-0134	5月29日	6月12日	請求	(請求人による通し番号2505-10) 本請求書文末の「資料1」～「資料4」に基づき、上尾市HP(および教育委員会のページ)において2025年5月27日(以下、日付の年号はすべて2025年)に更新された「教育に関するアンケート(第4期上尾市教育振興基本計画策定に関わる市民アンケート)」(以下、本請求書では「アンケート」と略します)に関連し、後述の(1)～(6)の情報の開示を求めます。 開示の際は、電子交付にてお願いします。なお、文書不存在の場合であっても、市民に向けて「上尾市情報公開条例」第26条による情報提供をお願いします。 (1)「資料1」・「資料2」の「アンケート」にかかる起案・決裁(または同趣旨の)文書・資料等。	教育総務課	全部公開	
7-0135	5月29日	6月12日	請求	(2)「アンケート」の受付時期は5月23日～6月7日となっておりますが、更新年月日は5月27日です。請求人の知る限り、ある市議会議員のインスタグラムには5月24日付けで「アンケート」について言及されました。しかしながら、その時点では上尾市HP(教育委員会のページを含む)には「アンケート」について掲載されていませんでした。 そこで、「アンケート」の受付開始が5月23日であるにもかかわらず、なぜ更新年月日が5月27日であるのかを判別できる文書・資料等。	教育総務課	非公開	文書不存在
7-0136	5月29日	6月12日	請求	(3)「アンケート」については、教育委員会の2025年1月～5月までの定例会・臨時会の議事(議案および報告事項)となっておりません。にもかかわらず、唐突にこの「アンケート」を実施した理由が判別できる文書・資料等。	教育総務課	全部公開	
7-0137	5月29日	6月12日	請求	(4)「アンケート」は、市のHPでは、「資料3」・「資料4」の「実施中のアンケート」および「市政への参加＝市民アンケート」として掲載されていません。その理由が市民に向けて明確に判別できる文書・資料等。	教育総務課	非公開	文書不存在
7-0138	5月29日	6月12日	請求	(5)「アンケート」を「電子アンケート」のみとした理由が判別できる文書・資料等。	教育総務課	非公開	文書不存在
7-0139	5月29日	6月12日	請求	(6)本請求書受理日までの「アンケート」提出件数が判別できる文書・資料等。	教育総務課	非公開	文書不存在
7-0149	5月28日	6月6日	申出	市長または教育委員会が契約者となり、保険料(契約金額)が3万円以上の損害保険証券(証券添付の特約書または明細書を含む。)の写しと担当課。※約款は不要です。開示請求書受付時点で保険契約期間内の者に限りします。	指導課	一部公開	第2号
7-0150	6月1日	6月13日	請求	(請求人による通し番号2506-1) 下記【事実関係①・②】および文末の「資料1」～「資料5」に基づき、上尾市内小中学校教育職員にかかる「時間外在校等時間」関連し、後述の(1)～(5)についての情報の開示を求めます。開示の際は、担当課職員と面談のうえ、開示された文書・資料等を閲覧し、必要に応じてコピーを取らせていただきます。なお、文書不存在の場合であっても、市民に向けて「上尾市情報公開条例」第26条による情報提供をお願いします。 【事実関係①】「資料1」の上尾市立小・中学校における働き方改革基本方針では、「時間外在校等時間月45時間以内、年360時間以内の教員数の割合を令和6年度末までに100%に」と具体的な目標が掲げられています。 ところが、「資料2」・「資料3」のとおり、「月45時間以内、年360時間以内の教員数の割合を令和6年度末までに100%に」という目標を達成した小・中学校は1校もありませんでした。 【事実関係②】「資料4」のとおり、西倉副上尾市教育委員会教育長は、2023(令和5)年9月の市議会 般質問の席上、「学校における働き方改革につきましては、教職員が毎日健康で子どもたちの前に立ち、未来を生き抜くために必要な力を育むために解決しなければならない最重要課題であると捉えております。現在、本市では、上尾市立小・中学校における働き方改革基本方針に基づきまして、教職員の多忙化解消、負担軽減に取り組んでおります。その結果、時間外在校等時間の縮減や年次休暇取得状況の改善など、少しずつではありますが、着実に成果を上げているものと認識しております。今後引き続き、学校における働き方改革に全力で取り組み、教職員の負担軽減に努め、「夢を育み未来を創る 上尾の教育」の具現化を目指してまいります。」と答弁しています。 (1)学校現場の状況を客観的に見れば到底達成できないと思われる「時間外在校等時間 月45時間以内、年360時間以内の教員数の割合を令和6年度末までに100%に」という目標について、上尾市教育委員会が「上尾市立小・中学校における働き方改革基本方針」として掲げた理由が判別できる文書・資料等。目標として掲げた「時間外在校等時間 月45時間以内、年360時間以内の教員数の割合を令和6年度末までに100%に」が達成できなかったことについて、上尾市教育委員会(または事務局)として、当然総括なり検証の場を設けたと考えられます。その内容が判別できる文書・資料等。	学務課	全部公開	
7-0151	6月1日	6月13日	請求	(2)目標として掲げた「時間外在校等時間 月45時間以内、年360時間以内の教員数の割合を令和6年度末までに100%に」が達成できなかったことについて、上尾市教育委員会(または事務局)として、当然総括なり検証の場を設けたと考えられます。その内容が判別できる文書・資料等。	学務課	非公開	文書不存在

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
7-0152	6月1日	6月13日	請求	(3)西倉教育長が【事実関係②】のとおり市議会で答弁しているにもかかわらず、上尾市教育委員会が目標として掲げた「時間外在校等時間月45時間以内、年360時間以内の教員数の割合を令和6年度末までに100%に」が達成できなかったという厳然たる事実について、西倉教育長が市内小・中学校の校長に向けて何らかのメッセージを発出していると考えられますが、そのことが判別できる文書・資料等(たとえば、教育長名で発出された文書や、校長会等で教育長として発信した内容が分かる校長会議等の資料などが想定されます)。	学務課	非公開	文書不存在
7-0153	6月1日	6月13日	請求	(4)西倉教育長は、市議会答弁の中で「今後も引き続き、学校における働き方改革に全力で取り組み、教職員の負担軽減に努め、『夢を育み 未来を創る 上尾の教育』の具現化を目指してまいります。」と述べています。しかしながら、請求人が情報公開請求した結果、とりわけ中学校では、校長が定めた休憩時間と、これも校長が定めた「生徒の部活動の開始時間」が重なっており、部活動顧問はその活動の場に行かざるを得ないという、違法状態がまかり通っています。そこで、西倉教育長が「夢を育み 未来を創る 上尾の教育」の具現化と、中学校における違法な勤務状態とが矛盾しない(=ダブルスタンダードでもない)ことが判別できる文書・資料等。	学務課	非公開	文書不存在
7-0154	6月1日	6月13日	請求	(5)【資料5】は、開示された上尾市立大谷中学校にかかる資料です(職員名は黒塗りでしていませんでしたが、本請求書では職員名が判別できないよう、請求人により加工してあります)。この資料によれば、令和6年10月の時間外在校等時間が【169時間12分】という職員がいることが判別でき、まさに「異常事態」とも言えます。そこで、この職員がなぜ169時間12分も時間外勤務をしたのか、また、校長によるこの職員への対応が判別できる文書・資料等。	学務課	一部公開	第2号
7-0155	6月2日	6月12日	申出	【案件名】: 学校ICT支援業務 【公告日】: 令和7年1月17日 上記案件の仕様書等入札資料一式	指導課	全部公開	
7-0156	6月3日	6月17日	請求	(請求人による通し番号2506-2) 上尾市内小・中学校全校における県費教職員の「休憩時間」取得に関して、後述の(1)・(2)についての情報の開示を求めます。開示の際は、担当課と面談し、開示された資料を閲覧のうえ、必要に応じてコピーを取らせていただきます。なお、文書不存在の場合であっても、市民に向けて「上尾市情報公開条例」第26条による情報提供をお願いいたします。 (1)上尾市内小・中学校では、年度当初に各校長が勤務時間の割り振りをおこない、その中に条例に基づき「45分の休憩時間(実際には、長期休業日等を除き20分と25分などの分割付与)」が含まれていると思われます。そこで、市内小・中学校の各校長から県費教職員に向けて、「休憩時間には実際に休憩すること」と伝えていたことが判別できる文書・資料等(職員会議等での「指示・伝達事項」や校内で共有されている連絡事項等が想定されます)。	学務課	一部公開	第2号
7-0157	6月3日	6月17日	請求	(2)市内全校の校長が、「時間外在校等時間のカウントの際には、取れなかった休憩時間も加える」旨伝えていることが判別できる文書・資料等。	学務課	非公開	文書不存在
7-0160	6月3日	6月17日	請求	(請求人による通し番号2506-3) 上尾市教育委員会の教育委員全員分の令和6年度における「勤務日数・時間数」が判別できる文書・資料等。なお、教育委員としての業務に従事した日数および時間数であること。開示の際は、電子交付にてお願いします。なお、文書不存在の場合であっても、市民に向けて「上尾市情報公開条例」第26条による情報提供をお願いいたします。	教育総務課	一部公開	文書不存在
7-0161	6月3日	6月17日	請求	(請求人による通し番号2506-4) 上尾市教育委員会教育長の令和7年5月分および6月分の予定表・勤務表の類。開示の際は、電子交付にてお願いします。なお、文書不存在の場合であっても、市民に向けて「上尾市情報公開条例」第26条による情報提供をお願いいたします。	教育総務課	一部公開	第2号
7-0176	6月5日	6月30日	請求	(請求人による通し番号2506-5) (本請求は、請求人による通し番号【2506-1】の追加請求となります。) 請求人による情報公開請求の結果、令和7年4月28日付上教学第104号他文書により公開された、上尾市立大谷中学校職員にかかる「令和6年度時間外在校等時間」について、後述の(1)~(9)についての情報の開示を求めます(文末【資料】を参照してください。職員名については上教学第104号文書により特定された文書として公開されていますが、本請求書では伏せてあります)。開示の際には、すでに提出した請求人による通し番号【2506-1】の決裁と併せて、面談のうえ、必要に応じてコピーを取らせていただきます。ただし、【2506-1】にかかる文書・資料等の開示と同時に開示が間に合わない場合には、本請求【2506-5】については、別の日程で閲覧のうえ、必要に応じてコピーを取らせていただきます。 (1)文末の【資料】の【No.5 職員】にかかる令和6年4月の「時間外在校等時間」は、115時間44分となっています。そこで、【No.5 職員】の「時間外在校等時間」が100時間を超えた主な理由および【No.5 職員】に対して校長としてどのような指導をしたのか、また、当該職員の指導後の状況が判別できる文書・資料等。	学務課	一部公開	第2号
7-0177	6月5日	6月30日	請求	(2)文末の【資料】の【No.10 職員】にかかる令和6年10月の「時間外在校等時間」は、100時間32分となっています。また、他の月(4月・6月)もほぼ100時間となっています。そこで、【No.10 職員】の「時間外在校等時間」が100時間を超えた主な理由および【No.10 職員】に対して校長としてどのような指導をしたのか、また、当該職員の指導後の状況が判別できる文書・資料等。	学務課	一部公開	第2号
7-0178	6月5日	6月30日	請求	(3)文末の【資料】の【No.11 職員】の「時間外在校等時間」は、4月・5月・6月・9月はそれぞれ100時間を超えており、また、他の月(10月・11月)もほぼ100時間となっています。そこで、【No.11 職員】の「時間外在校等時間」が100時間を超えた主な理由および【No.11 職員】に対して校長としてどのような指導をしたのか、また、当該職員の指導後の状況が判別できる文書・資料等。	学務課	一部公開	第2号
7-0179	6月5日	6月30日	請求	(4)文末の【資料】の【No.12 職員】の令和6年6月・10月の「時間外在校等時間」は、100時間を超えています。そこで、【No.12 職員】の「時間外在校等時間」が100時間を超えた主な理由および【No.12 職員】に対して校長としてどのような指導をしたのか、また、当該職員の指導後の状況が判別できる文書・資料等。	学務課	一部公開	第2号
7-0180	6月5日	6月30日	請求	(5)文末【資料】の【No.13 職員】については、請求人による通し番号【2506-1】により令和6年10月の「時間外在校等時間」が169時間12分となっていることから、校長がどのような指導をしたかについてはすでに情報公開請求しています。そのことに加えて、他の月(4月・6月・7月・9月・11月・12月)も100時間を超えています。そこで、【No.13 職員】の「時間外在校等時間」が(10月も含め)7か月にわたって100時間を超えた主な理由、および【No.13 職員】に対して校長としてどのような指導をしたのか、また、当該職員の指導後の状況が判別できる文書・資料等。	学務課	一部公開	第2号
7-0181	6月5日	6月30日	請求	(6)文末の【資料】の【No.14 職員】については、令和6年5月・6月の「時間外在校等時間」が100時間を超えています。そこで、【No.14 職員】の「時間外在校等時間」が100時間を超えた主な理由および【No.14 職員】に対して校長としてどのような指導をしたのか、また、当該職員の指導後の状況が判別できる文書・資料等。	学務課	一部公開	第2号
7-0182	6月5日	6月30日	請求	(7)文末の【資料】の【No.15 職員】については、令和6年4月および令和7年3月の「時間外在校等時間」が100時間を超えています。そこで、【No.15 職員】の「時間外在校等時間」が100時間を超えた主な理由および【No.15 職員】に対して校長としてどのような指導をしたのか、また、当該職員の指導後の状況が判別できる文書・資料等。	学務課	一部公開	第2号
7-0183	6月5日	6月30日	請求	(8)文末の【資料】の【No.24 職員】については、令和6年4月・5月・6月・7月および令和7年3月の「時間外在校等時間」が100時間を超えています。そこで、【No.24 職員】の「時間外在校等時間」が5か月にわたって100時間を超えた主な理由、および【No.24 職員】に対して校長としてどのような指導をしたのか、また、当該職員の指導後の状況が判別できる文書・資料等。	学務課	一部公開	第2号
7-0184	6月5日	6月30日	請求	(9)情報公開請求による文書・資料等の開示により、市内の他の中学校に比べて、大谷中学校は圧倒的に教育職員の時間外在校等時間が多いということが明らかになっています。校長としてそのことについてどう考えているのか、また、市教委からどのような「指導」がされたのかを判別できる文書・資料等。	学務課	一部公開	第2号
7-0208	6月13日	6月27日	請求	2025/05/28 〇〇様 お問い合わせいただいた件について、不登校対策推進委員長から教育センターで聞き取りを行った内容を回答させていただきます。上記について、教育センターが不登校対策推進委員長から聞き取りをおこなったことがわかる文書、例えばメールでやり取りをしたのであればやり取りのメール、電話、面談でアヒリングしたのであれば、いつアヒリングをしたような回答であったかを記録した文書を請求致します。	教育センター	全部公開	
7-0225	6月18日	7月2日	請求	(請求人による通し番号2506-12) 【資料1】~【資料3】に基づき、西倉剛上尾市教育委員会教育長の令和7年5月8日~同年5月16日の勤務等に関連して、後述の(1)~(10)の情報の開示を求めます。開示の際は、電子交付にてお願いいたします。なお、仮に「文書不存在」による非公開/処分とされる場合においても、「上尾市情報公開条例」第26条に基づき、市民に向けて丁寧な情報提供をお願いいたします(備考欄に記入するなど)。 (1)【資料1】に掲載されている5月8日・5月9日の「関東地区都市教育長協議会」にかかる西倉教育長の「旅行命令簿」および「復命書」(同趣旨の文書を含む)。	教育総務課	一部公開	第2号
7-0226	6月18日	7月2日	請求	(2)5月8日の夜間に「情報交換会」と掲載されていますが、その内容が判別できる文書・資料等。	教育総務課	非公開	文書不存在
7-0227	6月18日	7月2日	請求	(3)前記(2)の「情報交換会」で入手した資料等が上尾市教育委員会(事務局を含む)で共有されていることが判別できる文書・資料等。	教育総務課	非公開	文書不存在

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由(情報公開条例第7条)
7-0228	6月18日	7月2日	請求	(4)[資料2]に掲載されている5月14日・5月15日・5月16日の「全国都市教育長協議会」にかかる西倉教育長の「旅行命令簿」および「復命書」(同趣旨の文書を含む)。	教育総務課	一部公開	文書不存在
7-0229	6月18日	7月2日	請求	(5)5月14日の夜間および5月15日の夜間に「情報交換会」と掲載されていますが、その内容が判別できる文書・資料等。	教育総務課	非公開	文書不存在
7-0230	6月18日	7月2日	請求	(6)前記(5)それぞれの「情報交換会」で入手した資料等が上尾市教育委員会(事務局を含む)で共有されていることが判別できる文書・資料等。	教育総務課	非公開	文書不存在
7-0231	6月18日	7月2日	請求	(7)5月15日に「全国都市教育長協議会参加者お出迎え」との記述がありますが、この業務の内容と、「なぜお出迎えが必要なのか(＝どのような根拠でお出迎えをしなければいけないのか)その理由が判別できる文書・資料等。	教育総務課	全部公開	
7-0232	6月18日	7月1日	請求	(8)前記(7)で「お出迎え」なるものを教育長自らがおこなっている場合、つまり、そのような言わば『お出迎え文化』とも言うべき悪しき習慣を全国の都市教育長が共有している場合には、ひいては上尾市内の各学校を教育長や教育委員が訪問する際にも「お出迎え」を強いることに繋がるのではないかと請求人は危惧します。そこで、市内小中学校に教育長や教育委員が訪問する際には「(校長・教頭を含め)お出迎え」などは不要である」との連絡を発出していることが判別できる文書・資料等。	学務課	非公開	文書不存在
7-0234	6月18日	7月2日	請求	(10)上尾市HP(教育委員会のページ)にて公表されている「教育委員会交際費」では、「令和7年5月15日全国都市教育長協議会情報交換会8,000円」という記述があります。それでは、[資料1]に掲載されている令和7年5月8日の「関東地区都市教育長協議会情報交換会」においては「教育委員会交際費」の支出がされていないにもかかわらず、[資料2]の「令和7年5月15日全国都市教育長協議会情報交換会」について「教育委員会交際費」をなぜ支出しているのか、その理由が判別できる文書・資料等。	教育総務課	一部公開	第2号
7-0247	6月21日	7月4日	請求	(請求人による通し番号2506-13) 令和7年度の「イングリッシュサロン」開催と参加者募集について、後述の(1)～(5)までの情報の開示を求めます。開示の際は、電子交付にてお願いいたします。なお、本請求にかかる情報の開示日より前にweb等で公表された場合にはその旨ご教示ください。(1)令和7年度「イングリッシュサロン」計画(予定)表(日程・会場・定員等が判別できる文書・資料等)。	指導課	全部公開	
7-0248	6月21日	7月4日	請求	(2)令和7年度「イングリッシュサロン」に関して、委託業者(ジョイントークイーストジャパンと推測されます)と上尾市との間で交わした契約書・特記仕様書の類。	指導課	一部公開	第2号
7-0249	6月21日	7月4日	請求	(3)令和7年度「イングリッシュサロン」に関し、市内小中学校の校長宛てに教育委員会から発出した文書・資料等。	指導課	全部公開	
7-0250	6月21日	7月4日	請求	(4)前記(3)にかかる文書・資料等にかかる上尾市教育委員会事務局内の起案(決裁)文書。	指導課	全部公開	
7-0251	6月21日	7月4日	請求	(5)令和7年度「イングリッシュサロン」について、保護者・児童生徒向けに発出した参加者募集のお知らせ(同趣旨の文書・資料等)の類。なお、保護者対象のメール送信である場合にあっては、その内容が判別できる文書・資料等であること。	指導課	全部公開	
7-0255	6月25日	7月8日	請求	(請求人による通し番号2506-16) 「令和7年度上尾市中学生海外派遣研修事業(同趣旨の事業等を含む)」に関し、後述の(1)～(6)についての情報の開示を求めます。開示の際は、電子交付にてお願いいたします。(1)「令和7年度上尾市中学生海外派遣研修事業(同趣旨の事業等を含む)」にかかる『実施要領(同趣旨の要項等を含む)』。	指導課	全部公開	
7-0256	6月25日	7月8日	請求	(2)前記の『実施要領(同趣旨の要項等を含む)』を発出するにあたって、上尾市教育委員会事務局内部での起案(決裁)文書。	指導課	全部公開	
7-0257	6月25日	7月8日	請求	(3)「令和7年度上尾市中学生海外派遣研修事業(同趣旨の事業等を含む)」の募集にあたり、市内の各中学校の生徒、校長、保護者等とどのような連絡をしたかが判別できる文書・資料等。	指導課	全部公開	
7-0258	6月25日	7月8日	請求	(4)2025(令和7)年6月7日に、上尾市中学生海外派遣研修にかかる「結団式」が開催されたと思われませんが、当該「結団式」の席上で配布された全ての文書・資料等(「結団式」の式次第等を含む)。	指導課	一部公開	第2号
7-0259	6月25日	7月8日	請求	(5)2025(令和7)年6月7日に、上尾市中学生海外派遣研修にかかる「結団式」の席上で西倉剛上尾市教育委員会教育長のあいさつの内容が判別できる文書・資料等。	指導課	全部公開	
7-0260	6月25日	7月8日	請求	(6)前記の「結団式」の際、「保護者への説明会」も行われていると思われませんが、その際、「保護者(生徒)の負担金」について、どのような説明がされたかが判別できる文書・資料等。	指導課	全部公開	
7-0287	6月23日	7月2日	請求	(請求人による通し番号2506-15) [Public Lab/パラボ]の2025年4月15日付けの記事「自らが先頭に立つ「率先垂範」のまちづくり～畠山稔・埼玉県上尾市長インタビュー(3)～」 https://publab.jp/2025/04/15/6930/ の中で、畠山市長は次のように発言しています。小田(注:インタビュアー) その方針に則った具体的な取り組みについてお聞かせください。 畠山市長 私は仕組みづくりにも力を入れています。各部に目標を設定し、その進捗状況を市長室の壁に張り出す「見える化」をしました(写真1)。これにより職員全員がゴールを共有し、進むべき方向性を確認できるようにしています。この記事にある(写真1)については、著作権の関係が危惧されるため、本請求書では掲載しません。なお、記事には、行政経営部はじめ各部のグラフ類が示されていますが、内容まではわかりません。以上のとおり、畠山稔市長は、[Public Lab/パラボ]2025/04/15付けの記事「自らが先頭に立つ「率先垂範」のまちづくり～畠山稔・埼玉県上尾市長インタビュー(15)～」において「各部に目標を設定し、その進捗状況を市長室の壁に張り出す「見える化」をしました。これにより職員全員がゴールを共有し、進むべき方向性を確認できるようにしています。」と述べています。そこで、現在(本請求書受理日現在)、市長室において「見える化」されていて、職員全員がゴールを共有している文書・資料等ただし行政経営部、総務部など上尾市役所全ての部の目標設定・進捗状況が判別できる文書・資料等であること。	教育総務課新しい学校づくり推進室	全部公開	
7-0288	6月23日	7月2日	請求	(請求人による通し番号2506-15) [Public Lab/パラボ]の2025年4月15日付けの記事「自らが先頭に立つ「率先垂範」のまちづくり～畠山稔・埼玉県上尾市長インタビュー(3)～」 https://publab.jp/2025/04/15/6930/ の中で、畠山市長は次のように発言しています。小田(注:インタビュアー) その方針に則った具体的な取り組みについてお聞かせください。 畠山市長 私は仕組みづくりにも力を入れています。各部に目標を設定し、その進捗状況を市長室の壁に張り出す「見える化」をしました(写真1)。これにより職員全員がゴールを共有し、進むべき方向性を確認できるようにしています。この記事にある(写真1)については、著作権の関係が危惧されるため、本請求書では掲載しません。なお、記事には、行政経営部はじめ各部のグラフ類が示されていますが、内容まではわかりません。以上のとおり、畠山稔市長は、[Public Lab/パラボ]2025/04/15付けの記事「自らが先頭に立つ「率先垂範」のまちづくり～畠山稔・埼玉県上尾市長インタビュー(15)～」において「各部に目標を設定し、その進捗状況を市長室の壁に張り出す「見える化」をしました。これにより職員全員がゴールを共有し、進むべき方向性を確認できるようにしています。」と述べています。そこで、現在(本請求書受理日現在)、市長室において「見える化」されていて、職員全員がゴールを共有している文書・資料等ただし行政経営部、総務部など上尾市役所全ての部の目標設定・進捗状況が判別できる文書・資料等であること。	図書館	全部公開	

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
7-0292	6月26日	7月8日	請求	(請求人による通し番号2506-17) 請求人は「上尾市中学生海外派遣研修事業(同趣旨の事業等を含む)」の「参加者負担金」について知りたいと考え、過日情報公開請求いたしました。 それにより入手した上尾市教育委員会発出の文書「第31回(令和6年度)上尾市中学生海外派遣研修事業実施要項」では、「参加者の負担は人当たり8万円とする。(ただし、パスポート取得に係る手数料等の個人的な費用は、別途個人負担とする。)」との記載がされています。 そこで、上尾市教育委員会が保有する、過年度の「上尾市中学生海外派遣研修事業実施要項」(同趣旨の事業等を含む)で、参加者の負担額が判別できる文書・資料等の開示を求めます。ただし、公開にあたっては以下の点についてご留意願います。 ①令和6年度分を除く(すでに入手しているため)。 ②上尾市教育委員会が保有している最も古い文書・資料等における参加者負担額が8万円の場合は、当該最古年度の文書。 たとえば、上尾市教育委員会として保有している「上尾市中学生海外派遣研修事業実施要項」の内、最も古い文書が2017(平成29)年度分であり、そこに記載されている参加者負担額が8万円である場合は、その年度分だけで可。 (例) R5「上尾市中学生海外派遣研修事業実施要項」参加者負担額8万円 → 不要 H29「上尾市中学生海外派遣研修事業実施要項」参加者負担額8万円 → 要 (H29年度分が保有する最も古い文書で、かつ参加者負担額が8万円の場合) ③参加者負担額が8万円以外の場合→該当の年度分全ての開示をお願いいたします。	指導課	非公開	文書不存在
7-0293	6月28日	7月10日	請求	(請求人による通し番号2506-18) (1)令和6年度上尾市一般会計予算書(諸収入/雑入)に、「中学生海外派遣保護者負担金1,674千円」と掲載されていますが、この内訳(予算積算基礎)および令和6年度の決算額が判別できる文書・資料等。	指導課	一部公開	第2号
7-0294	6月28日	7月10日	請求	(2)令和7年度上尾市一般会計予算書(諸収入/雑入)に、「中学生海外派遣保護者負担金2,100千円」と掲載されていますが、この内訳(予算積算基礎)が判別できる文書・資料等。	指導課	全部公開	
7-0295	6月29日	7月11日	請求	(請求人による通し番号2506-19) 令和6年度(または暦年でも可)市内各中学校の学校別「光熱水費」の内訳が判別できる文書・資料等。 ※別別・項目別が望ましい(例:○○中学校○月電気代○円など)ですが、わかる範囲で可。なお、開示の際は、電子交付にてお願いいたします。	教育総務課	全部公開	
7-0296	6月29日	7月11日	請求	(請求人による通し番号2506-20) 上尾市一般会計令和7年度予算の(款)9教育費(項)3中学校費の内、「警備保障委託料」が5,010(千円)計上されています。 このことについて、後述の(1)・(2)の情報の開示を求めます。なお、開示の際は、電子交付にてお願いいたします。 (1)当該警備保障会社と上尾市との間で交わした契約書および特記仕様書。	教育総務課	一部公開	第3号第5号
7-0297	6月29日	7月11日	請求	(2)各学校を閉める時刻(=セット時刻)についての取り決めが判別できる文書・資料等。 (例)「夜中の12時になってもセットされない場合には、警備保障会社から学校に確認の電話を入れる」などの取り決め事項等が判別できる文書・資料等。	教育総務課	非公開	文書不存在
7-0303	7月3日	7月17日	請求	(請求人による通し番号2507-1) 上尾市立平方小学校・上平小学校・鴨川小学校・瓦葺小学校における2025年3月分の学校日誌。開示の際は、電子交付にてお願いいたします。	学務課	一部公開	第2号
7-0305	7月3日	7月11日	請求	上尾市図書館本館改修設計業務における契約候補者の提案書	図書館	全部公開	
7-0306	7月4日	7月15日	請求	(請求人による通し番号2507-2) 2025年6月の土曜日に上尾市内の公民館(4か所)において開催された『イングリッシュサロン』に関連し、後述の(1)~(3)の情報の開示を求めます。開示の際は、電子交付にてお願いいたします。 (1)2025年6月に上尾公民館・原市民館・大石公民館・大谷公民館で開催された『イングリッシュサロン』への参加者数と児童・生徒数の内訳(それぞれの日程について、小学生○名・中学生○名)が判別できる文書・資料等。	指導課	全部公開	
7-0307	7月4日	7月15日	請求	(2)上記各公民館ごとに、「教育委員会関係者(教育長・教育委員・事務局職員)」および市役所職員(教委関係者以外の職員・市長を含む)の誰が立ち会い(または視察)しているかが判別できる文書・資料。	指導課	全部公開	
7-0308	7月4日	7月15日	請求	(3)上記(2)で、上尾市教育委員会事務局職員が立ち会っている場合、その職員は勤務であるか否かが判別できる文書・資料。なお、勤務として立ち会っている場合は、「勤務の割り振り変更」をどのようにしているかが判別できる文書・資料。	指導課	全部公開	
7-0329	7月14日	7月28日	請求	(請求人による通し番号2507-4) (1)上尾市の「中学生海外派遣研修事業」の「参加負担金」は以下のとおりです。 令和6年度1人当たり8万円(生活保護受給及び就学援助対象者3万7千円)令和7年度1人当たり10万円(生活保護受給及び就学援助対象者5万円) そこで、令和6年度に比べて令和7年度は1人当たり2万円(生活保護受給及び就学援助対象者は1万3千円)増額になった理由(増額に至った算出基礎)が判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
7-0330	7月14日	7月28日	請求	(2)前記(1)のとおり、「参加負担金」が増額になったことについて、参加生徒あるいは保護者にどのように説明したのかが判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
7-0334	7月23日	8月6日	請求	(請求人による通し番号2507-5) 上尾市のHPに次の記載があります(最終閲覧日2025.07.22) このことに関して、以下の(1)~(3)までの情報の開示を求めます。開示の際は、電子交付にてお願いいたします。なお、担当課は市民協働推進課を想定しています。 (1)上記の通り上尾HPには、1994以降、毎年ロッキャーバレーに中学生の派遣を行っているとの記載があります。そこで、1994年以降、ロッキャーバレー市の上尾市に派遣されたことが判別できる文書・資料等。	指導課	全部公開	
7-0336	7月23日	8月6日	請求	(3)ロッキャーバレー市との交流をオンラインでおこなっている場合、どのように実施しているのか(日時、参加者など)が判別できる文書・資料等。なお、対象とする期間は直近の5年間とします。	指導課	非公開	文書不存在
7-0337	7月24日	7月30日	請求	(請求人による通し番号2507-6) 『第4期上尾市教育振興基本計画策定に関する市民アンケート』の間1~間0までの「その他」の意見のすべてが判別できる文書・資料等。開示の際は、電子交付にてお願いいたします。	教育総務課	全部公開	
7-0343	7月26日	8月8日	請求	(請求人による通し番号2507-9) 請求人は情報公開請求により、令和7年4月18日付け上教総第51号文書の通知を受け、「令和7年度第1回部課長会議資料」として西倉教育長による「令和7年度教育行政を進めるにあたって」の文書の開示がされました。 そこで、令和7年度の第2回以降現在(本請求書受理日)までの上尾市教育委員会事務局内の「部課長会議資料」の開示を求めます。開示の際は、電子交付にてお願いいたします。	教育総務課	非公開	文書不存在
7-0344	7月26日	9月5日	請求	(請求人による通し番号2507-10) 西倉教育長による令和7年4月2日付け文書「令和7年度教育行政を進めるにあたって」には、次のような記載があります。 そこで、この文言の内、「特別教室等へのエアコン設置の「等」が学校内のどの施設(または部屋)を指すのかが判別できる文書・資料等。開示の際は、電子交付にてお願いいたします。	教育総務課	非公開	文書不存在
7-0345	7月26日	9月5日	請求	(請求人による通し番号2507-11) 【資料】等に基づき、学校の給食室へのエアコン設置について、後述の(1)~(9)までの情報の開示を求めます。開示の際は、電子交付にてお願いいたします。 (1)【資料】①に、「給食室のエアコン設置についてはかねてから要望が上げられていた」とありますが、具体的に「誰(あるいはどの団体)から」「いつ」「どのように」エアコン設置の要望があったのかが判別できる文書・資料等。	教育総務課	一部公開	第2号
7-0346	7月26日	9月5日	請求	(2)【資料】②に、「現場で働く調理員とは定期的な意見交換を行っており」とありますが、そのことが判別できる文書・資料等。なお、対象期間は令和5年度以降、本請求書受理日までとします。	教育総務課	一部公開	第2号
7-0347	7月26日	9月5日	請求	(3)【資料】③に、「調理員からも給食調理室へのエアコンの設置の要望を受けていた」とありますが、「いつ」「どんな内容で」給食調理室へのエアコン設置の要望を受けていたのかが判別できる文書・資料等。なお、対象期間は令和5年度以降、本請求書受理日までとします。	教育総務課	一部公開	第2号
7-0348	7月26日	8月20日	請求	(4)【資料】④に、「既設の給食調理室という特殊な施設環境」とありますが、既設の給食室にエアコンを設置することが何故「特殊な施設環境」であるのかが判別できる文書・資料等。	教育総務課	非公開	文書不存在
7-0349	7月26日	8月20日	請求	(5)【資料】⑤に、「空調機の設置や関係配線、配管設置に係る工事施工の困難な状況」とありますが、市民から見ても「困難な状況」ということが判別できる文書・資料等。	教育総務課	非公開	文書不存在
7-0350	7月26日	8月20日	請求	(6)【資料】⑥に、「常に換気をしている環境下における冷房効率の非効率的な環境」とありますが、なぜ常に換気をしている環境だと冷房効率非効率的になるのか、その理由が判別できる文書・資料等。	教育総務課	非公開	文書不存在
7-0351	7月26日	9月5日	請求	(7)【資料】⑦に、「この点をご理解していただいた」とありますが、具体的に「誰(あるいはどの団体)」が「どの点」を理解したのかが判別できる文書・資料等。	教育総務課	一部公開	第2号

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
7-0352	7月26日	9月5日	請求	(8)令和4年の9月市議会で「請願第16号 小中学校における特別教室及び給食調理室へのエアコン設置に関する請願」が採択されて以降、本請求書受理日までに、上尾市教育委員会(教育長、教育委員、事務局職員)が市内の小中学校に赴き、現地の状況を確認したことが判別できる文書・資料等。	教育総務課	全部公開	
7-0353	7月26日	8月20日	請求	(9)本請求書受理日現在、上尾市内中学校の給食調理室にエアコンが設置されているかどうか(設置されている場合は学校名)が判別できる文書・資料等。	教育総務課	非公開	文書不存在
7-0354	7月27日	8月8日	請求	(請求人による通し番号 2507-12) 【資料】等を含め、「学校における働き方改革」に関連し、後述の(1)～(9)までの情報の開示を求めます。開示の際は、電子交付にてお願いいたします。 (1)上記「回答」に記載されている「現在、市内小・中学校においては、最早入校時間を原則午前7時30分、最遅退校時間を原則午後7時30分としている」ことが市内小中学校教職員に周知されていることが判別できる文書・資料等。	学務課	全部公開	
7-0355	7月27日	8月8日	請求	(2)『上尾市立小・中学校における働き方改革基本方針(令和4年9月1日～令和7年8月31日)』において「市内小・中学校においては、最早入校時間を原則午前7時30分、最遅退校時間を原則午後7時30分とする」と記載がされていますが、どうして記載されていないのか、その理由が判別できる文書・資料等。 なお、請求人が見落とししている場合にはその旨ご教示ください。	学務課	非公開	文書不存在
7-0356	7月27日	8月8日	請求	(3)令和6年度および令和7年度に、市内全中学校において校長または教育委員会として「最早入校時間を原則午前7時30分、最遅退校時間(時刻)を原則午後7時30分とする」と教職員に通知したことが判別できる文書・資料等。 なお、開示資料が(1)と重複する場合はその旨ご教示ください。	学務課	全部公開	
7-0357	7月27日	8月8日	請求	(4)令和7年6月2日～6月30日の平日(稼業日)の午後7時30分に、太平中学校および大谷中学校の校長自身がそれぞれの学校の教職員の退職を実際に確認していることが判別できる文書・資料等。 なお、もしも文書不存在の場合であっても、それぞれの校長自身が教職員の最遅退勤時刻を現認しているか否かについて、上尾市情報公開条例第26条による丁寧な情報提供をお願いいたします。	学務課	非公開	文書不存在
7-0358	7月27日	8月8日	請求	(5)太平中学校の学校日誌(対象期間は2025年6月16日～7月18日分とします)。	学務課	一部公開	第2号
7-0359	7月27日	8月8日	請求	(6)大谷中学校の学校日誌(対象期間は2025年6月16日～7月18日分とします)。	学務課	一部公開	第2号
7-0360	7月27日	8月8日	請求	(7)本請求書受理日から見て直近の「働き方改革推進委員会」(校長・教頭等対象。同趣旨の組織を含む)の『会議録』または同推進委員会で話された内容の記録。	学務課	全部公開	
7-0361	7月27日	8月8日	請求	(8)本請求書受理日から見て直近の「働き方改革懇談会」(教員等対象。同趣旨の会合等を含む)の『会議録』または同懇談会で話された内容の記録。	学務課	全部公開	
7-0362	7月27日	8月8日	請求	(9)上記「回答」には、「教育委員会といたしましても、その改善に向けてあらゆる取組を推進しているところでございます」との記述があります。そこで、教育委員会として「最遅退校時間(時刻)を遵守させるための警備保障によるセット時刻の確認」をおこなっていることが判別できる文書・資料等。	学務課	非公開	文書不存在
7-0365	7月30日	8月8日	請求	(請求人による通し番号 2507-13) 次の【資料】あるいは中学生海外派遣に関する市予算に関し、後述の(1)～(7)までの情報の開示を求めます。開示の際は、電子交付にてお願いいたします。 (1)上記【資料】【取りまとめ文書】を发出するにあたっての「起案・決裁文書」(または上尾市教育委員会事務局内部で【取りまとめ文書】を发出することについて共有したことが判別できる文書・資料等)。	指導課	非公開	文書不存在
7-0366	7月30日	8月8日	請求	(2)【取りまとめ文書】では、保護者負担は①航空運賃②バス代③食費の3項目であり、令和7年度の3項目費用合計(生徒1名あたり)は255,174円となっています。そこで、この255,174円の算出基礎が判別できる文書・資料等。	指導課	一部公開	第2号第3号
7-0367	7月30日	8月8日	請求	(3)上尾市の令和7年度予算(歳出)では、中学生海外派遣研修事業として次のように計上されています。(単位千円) (3)-1 上尾市の令和7年度予算(歳出)の内、「需用費」の内訳が判別できる文書・資料等。	指導課	全部公開	
7-0368	7月30日	8月8日	請求	(3)-2 上尾市の令和7年度予算(歳出)の内、「役務費」の内訳が判別できる文書・資料等。	指導課	全部公開	
7-0369	7月30日	8月8日	請求	(3)-3 上尾市の令和7年度予算(歳出)の内、「委託料」の内訳が判別できる文書・資料等。	指導課	一部公開	第2号第3号
7-0370	7月30日	8月8日	請求	(4)【取りまとめ文書】に記載されている「現地研修に係る費用」の明細が判別できる文書・資料等。	指導課	一部公開	第2号第3号
7-0371	7月30日	8月8日	請求	(5)以下は上尾市の令和7年度当初予算(歳入)からの引用ですが、「中学生海外派遣保護者負担金」として2,100(千円)計上されています。 それでは、この令和7年度当初予算額(案)として計上された時期がいつであるかが判別できる文書・資料等。	指導課	全部公開	
7-0372	7月30日	8月8日	請求	(6)【取りまとめ文書】で「上記費用の50%を受益者負担割合(保護者負担額)とする」とした理由・根拠が判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
7-0373	7月30日	8月8日	請求	(7)請求人による情報公開請求および審査請求の結果、「令和6年度上尾市中学生海外派遣研修事業に参加する生徒の負担金を1人あたり8万円・生保受給及び就学援助対象者は3万7千円とした理由や根拠が判別できる文書・資料等」については、上尾市教育委員会として十分審議したにもかかわらず、根拠となる文書・資料は存在しないことが明らかになっています。 また、令和6年度よりも令和7年度の「参加負担金」が増額になったことについて、参加生徒あるいは保護者にどのように説明したかが判別できる文書・資料等も存在しないことが情報公開請求により明らかになっています。 以上の事実関係を踏まえて、【取りまとめ文書】において、上尾市教育委員会として【令和7年度以降の整理】として「負担額の考え方」を示した理由が判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
7-0376	8月1日	8月8日	請求	(請求人による通し番号2508-1) 2025年7月の土曜日に上尾市内の公民館(4か所)において開催された『イングリッシュサロン』に関連し、後述の(1)～(3)の情報の開示を求めます。開示の際は、電子交付にてお願いいたします。 (1)2025年7月に上尾公民館・原市民館・大石公民館・大谷公民館で開催された『イングリッシュサロン』への参加者数と児童・生徒数の内訳(それぞれの日程について、小学生〇名・中学生〇名)が判別できる文書・資料等	指導課	全部公開	
7-0377	8月1日	8月8日	請求	2)上記各公民館ごとに、「教育委員会関係者(教育長・教育委員・事務局職員)」及び市役所職員(教委関係者以外の職員。市長を含む)の誰が立ち合い(または視察)しているかが判別できる文書・資料。	指導課	全部公開	
7-0378	8月1日	8月8日	請求	(3)上記(2)で、上尾市教育委員会事務局職員が立ち会っている場合、その職員は勤務であるかが判別できる文書・資料。なお、勤務として立ち会っている場合は、「勤務の割り振り変更」をどのようにしているかが判別できる文書・資料。	指導課	全部公開	
7-0387	8月8日	8月22日	請求	市長政策室作成の「市長イベント等」で直接受けた要望一覧に記載された要望について、担当部署が対応後に行う市長への報告は、「個々の部署で適切に対応しております。」との回答が秘書政策課からありました。要望一覧に記載された全38件の要望について、担当部署が対応後に行う市長への報告を、適切に行ったことがわかる文書を請求致します。	学校保健課	非公開	文書不存在
7-0388	8月8日	8月22日	請求	(請求人による通し番号2508-5) 現在上尾市において実施されている「イングリッシュサロン」(以下、ESと表記)に関して、後述の(1)～(3)(各枝番)についての情報の開示を求めます。開示の際は、電子交付にてお願いいたします。 (1)もともとESは上尾市の「政策企画提案制度」により採用されたという経緯があります。そこで、「政策企画提案制度」に応募して採用された「学校教育部指導課」として、次の各項目についての情報の開示を求めます。なお、項目により開示する情報が重複する場合はその旨ご教示ください。 (1)-1 ESIに関する指導課の「自己評価」が判別できる直近の文書・資料等。	指導課	全部公開	
7-0389	8月8日	8月22日	請求	(1)-2 ESIについての指導課の「総括」が判別できる直近の文書・資料等。	指導課	全部公開	
7-0390	8月8日	8月22日	請求	(1)-3 ESIについては、どこ会場でも参加者が設定された定員を超えたことが一度もなく、想定よりも児童生徒が集まらないことや、今年度は会場数の減少を余儀なくされるなど、市民の視座からは「この企画は失敗であった」と結論付けられます。それらの事実を踏まえたうえでの指導課としての「反省事項」が判別できる直近の文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
7-0391	8月8日	8月22日	請求	(1)-4「政策企画提案概要調査書」に「事業実施の効果」が記載されていますが、指導課として、本請求書受理日現在、事業実施の効果についてどのように捉えているかが判別できる文書・資料等。	指導課	全部公開	
7-0392	8月8日	8月22日	請求	(2)『政策企画提案概要調査書』によれば、ESは「市長公約に掲げる政策に合致するもの」であり、事業効果として、「参加生徒が生きた英語に触れ、実践的な英語力の向上を図ることができる」とされています。そこで、現在までのESの状況について、次の項目について指導課としてどのように市長に伝えているかが判別できる文書・資料等の開示を求めます。 (2)-1「参加者数が想定より少なかったこと」について指導課としてどのように市長に伝えているかが判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
7-0393	8月8日	8月22日	請求	(2)-2「今年度は会場数を減少せざるを得なかったこと」について指導課としてどのように市長に伝えているかが判別できる文書・資料等。	指導課	全部公開	
7-0394	8月8日	8月22日	請求	(2)-3「今年度は参加費を徴収していること」について指導課としてどのように市長に伝えているかが判別できる文書・資料等。	指導課	全部公開	
7-0395	8月8日	8月22日	請求	(2)-4「事業効果」について指導課としてどのように市長に伝えているかが判別できる文書・資料等。	指導課	全部公開	

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
7-0396	8月8日	8月22日	請求	(3) 文末の【資料1】【資料2】は、請求人が「市長への政策提言制度」により、市長宛てに政策提言した内容、それに対する島山総市長からの「回答」です。 このことに関し、次の情報の開示を求めます。 (3)-1 島山総市長からの「回答」と称するものは、その殆どが上尾市教育委員会の視点からESについて述べたものであり、しかもそれはすでに公表されている内容であり、目新しいものではありません。その一方で、請求人による「市長への政策提言」への回答としては「毎月の公民館別参加者数の公表は考えておりません」との文言のみとなっています。そこで、市民として一生懸命考えた政策提言にもかかわらず、それについての市長の回答が「毎月の公民館別参加者数の公表は考えておりません」という、まさに「木で鼻を括る」対応になぜなったのか、担当課内部の検討過程も含めて、その理由が判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
7-0397	8月8日	8月22日	請求	(3)-2 請求人は、「市長への政策提言」において、「例月のESの公民館別参加者数を公表することで、年度の中途から参加しようとする児童・生徒にとって[参加者が多いから(または少ないから)参加してみよう]といった動機付けの一つになると考えられること」を理由の一つに挙げています。このことについて、島山総 上尾市長および学校教育部指導課の見解が判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
7-0398	8月8日	8月22日	請求	(3)-3 請求人は、上記政策提言において、「現在、情報公開請求することにより各公民館別のES参加者が公開されており、参加者数は個人情報には当たらないことから、HPで公開しても何ら問題がないこと」を理由の一つに挙げています。このことについて、島山総 上尾市長および学校教育部指導課の見解が判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
7-0403	8月8日	8月21日	請求	市長政策室作成の「市長がイベント等で直接受けた要望一覧」に記載された要望について、担当部署が対応後に行う市長への報告は、「個々の部署で適切に対応しております。」との回答が秘書政策課からありました。要望一覧に記載された全38件の要望について、担当部署が対応後に行う市長への報告を、適切に行ったことがわかる文書を請求致します。	図書館	非公開	文書不存在
7-0405	8月8日	8月22日	請求	市長政策室作成の「市長がイベント等で直接受けた要望一覧」に記載された要望について、担当部署が対応後に行う市長への報告は、「個々の部署で適切に対応しております。」との回答が秘書政策課からありました。要望一覧に記載された全38件の要望について、担当部署が対応後に行う市長への報告を、適切に行ったことがわかる文書を請求致します。	生涯学習課	非公開	文書不存在
7-0406	8月8日	8月22日	請求	市長政策室作成の「市長がイベント等で直接受けた要望一覧」に記載された要望について、担当部署が対応後に行う市長への報告は、「個々の部署で適切に対応しております。」との回答が秘書政策課からありました。要望一覧に記載された全38件の要望について、担当部署が対応後に行う市長への報告を、適切に行ったことがわかる文書を請求致します。	生涯学習課	非公開	文書不存在
7-0407	8月8日	8月20日	請求	市長政策室作成の「市長がイベント等で直接受けた要望一覧」に記載された要望について、担当部署が対応後に行う市長への報告は、「個々の部署で適切に対応しております。」との回答が秘書政策課からありました。要望一覧に記載された全38件の要望について、担当部署が対応後に行う市長への報告を、適切に行ったことがわかる文書を請求致します。	スポーツ振興課	非公開	文書不存在
7-0424	8月8日	8月21日	請求	市長政策室作成の「市長がイベント等で直接受けた要望一覧」に記載された要望について、担当部署が対応後に行う市長への報告は、「個々の部署で適切に対応しております。」との回答が秘書政策課からありました。要望一覧に記載された全38件の要望について、担当部署が対応後に行う市長への報告を、適切に行ったことがわかる文書を請求致します。	図書館	非公開	文書不存在
7-0425	8月8日	8月20日	請求	市長政策室作成の「市長がイベント等で直接受けた要望一覧」に記載された要望について、担当部署が対応後に行う市長への報告は、「個々の部署で適切に対応しております。」との回答が秘書政策課からありました。要望一覧に記載された全38件の要望について、担当部署が対応後に行う市長への報告を、適切に行ったことがわかる文書を請求致します。	スポーツ振興課	非公開	文書不存在
7-0431	8月8日	8月22日	請求	市長政策室作成の「市長がイベント等で直接受けた要望一覧」に記載された要望について、担当部署が対応後に行う市長への報告は、「個々の部署で適切に対応しております。」との回答が秘書政策課からありました。要望一覧に記載された全38件の要望について、担当部署が対応後に行う市長への報告を、適切に行ったことがわかる文書を請求致します。	学校保健課	非公開	文書不存在
7-0440	8月12日	8月26日	請求	小・中のALT派遣業務に関わる、直近の審査評価点、審査員の部署、役職、氏名。 その他入札に関わる資料一式。	指導課	全部公開	
7-0446	8月15日	8月29日	請求	(請求人による通し番号 2508-8) (1) 教育総務課課長は、「毎年度、学校事務説明会において、各学校に対しては、必要な経費については公費で支出すること、必要な予算は予算要求をおこなうことを指導している」と述べています。このことが判別できる文書・資料等。ただし、対象期間は今年度を含めて直近の5年(度)間とします。	教育総務課	非公開	文書不存在
7-0447	8月15日	8月29日	請求	教育総務課課長は、「令和7年5月8日付け文書により、小中学校における適正な予算執行について発出し、学校運営に要する費用について保護者へ経済的負担を軽減することのないよう、寄附受納に際しての留意事項を通知している」と述べています。このことが判別できる文書・資料等。	教育総務課	全部公開	
7-0448	8月17日	8月29日	請求	(請求人による通し番号 2508-9) 【資料1】に基づき、教科書採択にかかる「専門部会」に関し、後述の(1)~(3)の情報の開示を求めます。開示の際は、電子交付にてお願いいたします。 (1) 本請求書受理日から見て直近の教科書採択(小学校・中学校とも)にかかる「専門部会」の開催期日および出席者の職名・氏名が判別できる文書・資料等。	指導課	全部公開	
7-0449	8月17日	8月29日	請求	(2) 教科書採択にかかる「専門部会」の委員選出についての基準や目安等が判別できる文書・資料等。教育委員会事務局内で共有されているれば、メモあるいは指導課等の内部文書・資料等でも可。	指導課	非公開	文書不存在
7-0450	8月17日	8月29日	請求	(3) 2025.08.06に開催された上尾市議会文教経済常任委員会[所管事務調査]の席上、指導課長は、【資料】のとおり、教科書採択の際の「専門部会」の人選について問われ、「学校訪問などの際に人柄等を見て、これから上尾市で中心になってもらいたい、管理職になってもらいたい教員のみならず、専門部会に出てもらっている」と述べていますが、この発言は明らかに「学校訪問」の趣旨を逸脱しているのみならず、教育委員会事務局の職員としても問題のある発言であると請求人は考えています。 そこで、指導課長のこの発言が、指導課職員による「学校訪問」の趣旨から逸脱していない(=適正であり、問題は無い)ことが判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
7-0451	8月17日	9月4日	請求	(請求人による通し番号 2508-10) 以下の情報の開示を求めます。開示の際は、電子交付にてお願いいたします。 (1) 令和6年度に「林間学校」が市内のどの小・中学校、どの学年で実施されたのか(または実施される予定なのか)が判別できる文書・資料等。	指導課	全部公開	
7-0452	8月17日	9月4日	請求	(2) 令和7年度に「林間学校」が市内のどの小・中学校、どの学年で実施されたのか(または実施される予定なのか)が判別できる文書・資料等。	指導課	全部公開	
7-0453	8月17日	9月4日	請求	(3) 「林間学校」に参加する児童・生徒には上尾市から1人あたり3,000円の補助が出ていると思われませんが、その補助の根拠となる文書・資料等(どうして補助をするのか)が判別できる文書・資料等であること。	教育総務課	全部公開	
7-0454	8月17日	9月4日	請求	(4) 修学旅行については、なぜ児童・生徒(要:保護児童生徒を除く)に向けての補助(林間学校における児童生徒1人あたり3,000円の補助と同趣旨の補助)がされないのか(または実施される予定なのか)が判別できる文書・資料等。	教育総務課	非公開	文書不存在
7-0460	8月24日	9月26日	請求	2508-11 (1) 令和5年度~令和7年度(令和7年度は本請求書受理日まで)において、上尾市内の小・中学校の学校運営協議会の中で、「上尾市学校運営協議会規則」第4条に基づき、当該校の運営全般について教育委員会又は校長に対して意見を述べたことが判別できる文書・資料等(当該意見の内容についても判別できる文書・資料等であること)。	指導課	全部公開	
7-0461	8月24日	9月26日	請求	(2) 令和5年度~令和7年度(令和7年度は本請求書受理日まで)において、上尾市内小・中学校の学校運営協議会の中で、当該校の施設・設備について、老朽化や不具合などを実際に見学(現状把握)している学校運営協議会があるか(否)が判別できる文書・資料等(見学・現状把握した施設等の名称を含む)。	指導課	一部公開	文書不存在
7-0462	8月24日	9月26日	請求	(3) 前記(2)において、当該校の老朽化や不具合が学校運営協議会委員と学校側で共有できた場合、その後どのように対応したのか(判別)できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
7-0463	8月24日	9月4日	請求	(4) (文末【資料1】参照)上尾小学校において、令和2(2020)年8月31日以降、本請求書受理日まで間に、『OSN(Community School News)』が発行されたことが判別できる文書・資料等。	指導課	全部公開	
7-0464	8月24日	9月4日	請求	(5) 前記(4)について、『OSN』の発行が休止または中止されている場合、その理由が判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
7-0465	8月24日	9月5日	請求	(6) 【資料1】の『OSN』には、校長の発言として、「在校時間No.1-教材研究、保護者対応、資料作成、コロナ禍への対応等」教育熱心な先生方の過労が心配ですと記述されています。 そこで、この『OSN』発行後、上尾小の校長として「先生方の過労が心配」であるが故に、どのような対策を講じたのか(判別)できる文書・資料等(後任の校長の取組みを含む)。	学務課	全部公開	
7-0466	8月24日	9月4日	請求	(7) 上尾小学校では、【資料2】のとおり、平成31(2019)年2月5日付けの文書で「学校運営協議会委員」を保護者から公募しています。 そこで、この公募制度が現在も継続しているか(否)が判別できる文書・資料等(現在は保護者から学校運営協議会委員の公募を継続していない場合には、その理由が判別できる文書・資料等)。	指導課	非公開	文書不存在

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
7-0467	8月24日	9月5日	請求	2508-12 (1)上尾市教育委員会事務局に任用されている「指導主事」が、学校訪問が可能となる法的根拠が判別できる文書・資料等。	指導課	全部公開	
7-0468	8月24日	9月5日	請求	2025.08.06に開催された上尾市議会文教経済常任委員会〔所管事務調査〕における委員から、「教科書採択の際の専門部会は、どうやって人選しているか」と問われた指導課長は「学校訪問などの際に人柄等を見て、これから上尾市で中心になってもらいたい、管理職になってもらいたい教員に声をかけ、専門部会に出てもらっている」と明言しています。そこで、この発言が正当化される法的根拠およびその解釈が判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
7-0469	8月25日	9月26日	請求	〔請求人による通し番号2508-13〕 「上尾市学校運営協議会規則」に関し、以下の(1)・(2)の情報の開示を求めます。開示の際は、電子交付にてお願いいたします。 (1)「上尾市学校運営協議会規則」第5条では、「協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うもの」と定められています。 そこで、上尾市内全小・中学校における「学校運営協議会」による対象学校の運営状況等についての評価が判別できる文書・資料等。なお、当該評価は規則で定められていることから、上尾市教育委員会として当然保有し共有していると考えられます。したがって、いたずらに期限を延長することなく、「上尾市情報公開条例」第12条第1項で定められた期限内での情報の開示をお願いいたします。	指導課	全部公開	
7-0470	8月25日	9月4日	請求	(2)「上尾市学校運営協議会規則」第12条では、「教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任並びに委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うもの」と定められています。 そこで、上尾市教育委員会として市内小・中学校運営協議会委員に対して必要な研修をおこなっていることが判別できる文書・資料等で直近のもの。	指導課	一部公開	第7号
7-0471	8月25日	9月8日	請求	〔請求人による通し番号2508-14〕 以下は、上尾市のHP「上尾市の基本情報」から〔審議会の会議の公開／お知らせ〕を転記したものです〔請求人による最終閲覧日時：2025.08.25 15:30〕。 見てわかるとおり、2025年8月19日更新〔会議の開催結果〕として、 *令和7年度第1回上尾市社会教育委員会議 *令和6年度第2回上尾市社会教育委員会議 *令和6年度第1回上尾市社会教育委員会議 以上3つの会議が並んでいます。この令和6年度第1回上尾市社会教育委員会議は、令和6年7月18日、つまり1年以上前に開催されている会議です。 これらの事実関係を踏まえて、後述の(1)～(4)の情報の開示を求めます。開示された文書・資料等は、面談のうえ、必要に応じてコピーさせていただきます。 (1)令和6年度第1回上尾市社会教育委員会議・令和6年度第2回上尾市社会教育委員会議・令和7年度第1回上尾市社会教育委員会議、以上3つの会議の開催結果をHPに掲載するにあたっての決裁文書。	生涯学習課	全部公開	
7-0472	8月25日	9月8日	請求	(2)なぜ前記(1)の3つの会議について、上尾市HPの「新着情報」〔会議の開催結果〕として掲載しなかったのか(下記資料参照)、その理由が判別できる文書・資料等(他の会議の開催結果は新着情報として掲載されています)。	生涯学習課	非公開	文書不存在
7-0473	8月25日	9月8日	請求	(3)なぜ前記(1)の3つの会議について、上尾市HPの教育委員会のページに掲載しなかったのか(下記資料参照)、その理由が判別できる文書・資料等。	生涯学習課	非公開	文書不存在
7-0474	8月25日	9月8日	請求	(4)なぜ1年以上前に開催された令和6年度第1回上尾市社会教育委員会議の開催結果について、今になってHPに掲載したのか、その理由が市民にも明確に判別できる文書・資料等。なお、もしも「文書不存在による非公開処分」が下された場合には、請求人は審査請求の手続きをさせていただきますので、関連文書・資料等を十分渉猟のうえ、開示していただようお願いいたします。	生涯学習課	非公開	文書不存在
7-0494	9月2日	9月12日	請求	学校教育部次長 島田 栄一 氏 回答(9月2日) 職員に対しては、引き続き、地方公務員法等に基づき指導してまいります。 以上回答とさせていただきます。 上記の回答の通り、学校教育部次長が教育センターの石橋氏に対し地方公務員法等に基づき指導したことがわかる文書を請求致します。	学務課	非公開	文書不存在
7-0496	9月2日	9月16日	請求	〔請求人による通し番号2509-1〕 2025年8月の土曜日に上尾市内の公民館(4か所)において開催された『イングリッシュサロン』に関連し、後述の(1)～(3)の情報の開示を求めます。 開示の際は、電子交付にてお願いいたします。 (1)2025年8月に上尾公民館・原市公民館・大石公民館・大谷公民館で開催された『イングリッシュサロン』への参加者数と児童・生徒数の内訳(それぞれの日程について、小学生0名・中学生0名)が判別できる文書・資料等。	指導課	全部公開	
7-0497	9月2日	9月16日	請求	(2)上記各公民館ごとに、「教育委員会関係者(教育長・教育委員・事務局職員)」および市役所職員(教委関係者以外の職員。市長を含む)の誰が立ち会い(または視察している)かが判別できる文書・資料等。	指導課	全部公開	
7-0498	9月2日	9月16日	請求	(3)上記(2)で、上尾市教育委員会事務局職員が立ち会っている場合、その職員は勤務であるか否かが判別できる文書・資料。なお、勤務として立ち会っている場合は、「勤務の割り振り変更」をどのようにしているのかが判別できる文書・資料。	指導課	全部公開	
7-0499	9月3日	9月16日	請求	(1)なぜ〔資料1〕を〔資料2〕に修正したのかが判別できる文書・資料等(とりわけ、「定員25名」の削除の理由が判別できる文書・資料等)。	指導課	非公開	文書不存在
7-0500	9月3日	9月17日	請求	(2)〔資料1〕および〔資料2〕それぞれについて、HPに記載するにあたっての決裁文書。	指導課	非公開	文書不存在
7-0501	9月3日	9月18日	請求	(3)〔資料3〕は、情報公開請求をしなければ公開されない資料ですが、これによれば、7月の最も参加者が多かった日(7/5)は、4会場で47名の実参加者であったことが判別できます。 一方、2025.09.03更新の上尾市HP(教育委員会のページ)には、次の文言が掲載されています。「今年度は80名を超える参加申し込みがあり、各会場10から20名程度の市内中学生が外国人ALTと日本人コーディネーターのもと、楽しく活動をしています。」これについて、請求人は「普通に考えて80名という人数は「実数」であると考えています。そこで、この文言の中の「今年度は80名を超える参加申し込みがあり」が事実であることが判別できる文書・資料等。	指導課	一部公開	第2号
7-0502	9月3日	9月19日	請求	(4)今年度のイングリッシュサロンについて、小学生の参加を認めているのか否かが判別できる文書・資料等(小学生の参加を認めていない場合には、その理由が判別できる文書・資料等であること)。	指導課	全部公開	
7-0503	9月3日	9月20日	請求	(5)〔資料4〕は、請求人による「市長への政策提言」に対する市長の「回答」と称するものですが、請求人の政策提言についての「回答」と思われる部分は、「毎月の公民館別参加者数の公表は考えておりません」のみの文言となっています。つまり、実際には何らの理由も示されていません。 市長および担当課によるこうした「回答」と称するものを示すことは、事実に基づき一生懸命考えたうえで政策提言している市民に対して、極めて礼を失した対応であると請求人は考えています。この政策提言にあたり、請求人は、政策提言の理由を(1)～(4)まで挙げたうえで提言していますが、市長の「回答」と称するものには、請求人の提言理由について全く言及していません。 そこで、「なぜ、イングリッシュサロンの公民館別参加者数を公表しないのか」についての、担当課すなわち指導課としての理由が判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
7-0509	9月7日	9月19日	請求	〔請求人による通し番号2509-4〕 以下の(1)・(2)の情報の開示を求めます。開示の際は、面談のうえ、資料を閲覧し、必要に応じてコピーを取らせていただきます。 (1)教職員の働き方改革に関連して、上尾市教育委員会は「令和6年度から、最早入校時間を原則午前7時30分、最遅退校時間を原則午後7時30分と設定している」と市民に説明しています〔資料1〕。 また、校長会議においても、「最早入校時刻小中7時30分 最遅退校時刻小中19時30分」と説明しています。〔資料2〕 しかしながら、実際には、上尾小学校では、「※少なくとも朝は7時以降の入校」〔資料3〕あるいは、「最早入校時刻…7時 最遅退校時刻…19時 ※上尾市が推奨している小学校の時刻設定です」〔資料4〕など、明らかに上尾市教育委員会(事務局)の説明や方針とは異なった内容を「校長室だより」で職員に伝えています(見方によっては、校長が市教委の説明や方針を著しく軽視しているとも言えます)。 そこで、請求人による情報公開請求の結果、こうした上尾小での対応(すなわち、市教委の説明や方針とは異なった内容を職員に伝えていること)が判明して以降、上尾市教育委員会として、上尾小学校の校長に何らかの指導をしたことが判別できる文書・資料等。	学務課	非公開	文書不存在
7-0510	9月7日	9月19日	請求	(2)教育委員会定例会で採択された『上尾市立小・中学校における働き方改革基本方針(令和7年9月1日～令和10年8月31日)』では、「原則最早出勤時刻午前7時30分、最遅退勤時刻午後7時30分を推進します。(市教委・学校)」とされています。しかしながら、上述のように、学校によっては、校長による恣意的な方針の逸脱がおこなわれるのではないかと懸念が生じます。 そこで、このような懸念を払拭するために、上尾市教育委員会(事務局)としてどのように対応するのか(＝本請求書で言及した上尾小校長のような逸脱行為が明らかになった場合にどうするのか)が判別できる文書・資料等。	学務課	非公開	文書不存在

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
7-0511	9月10日	9月16日	請求	(請求人による通し番号2509-5) 学校運営協議会に関し、後述の(1)～(4)の情報の開示を求めます。 開示の際は、電子交付にてお願いいたします。 (1) 令和6年10月2日に上尾公民館で開催された「令和6年度上尾市コミュニティ・スクール研修会」で配布された資料一式。	指導課	全部公開	
7-0512	9月10日	9月16日	請求	(2) 上記(1)の研修会に出席した学校がどこのか判別できる文書・資料等。	指導課	全部公開	
7-0513	9月10日	9月16日	請求	(3) 上記(1)の研修会の出席者にアンケート等を取っていた場合、その結果が判別できる文書・資料等。	指導課	全部公開	
7-0514	9月10日	9月16日	請求	(4) 「令和7年度上尾市コミュニティ・スクール研修会」の開催(予定)文書。	指導課	一部公開	第7号
7-0515	9月11日	9月25日	請求	(請求人による通し番号2509-6) 大石小学校の「ひだまりルーム」【資料1】、および関連する【資料2】(SSR資料)に関連し、後述の(1)・(2)の情報の開示を求めます。開示の際は、電子交付にてお願いいたします。 (1) 資料1により、同じ教室であるにも関わらず、曜日によって部屋の名称も開設時間帯も異なることが読み取れますが、児童・保護者の理解不足という懸念や、場合によっては混乱するのではないかと考えられます。そのことを避けるために、「当該教室の表示(掲示)はどうか」、あるいは児童や保護者に何らかの連絡をしたと思われませんが、そのことが判別できる文書・資料等。ただし、引用した【資料1】(『学校だより2025年9月号』)を除きます。	教育センター	全部公開	
7-0516	9月11日	9月25日	請求	(2) 請求人が示した【資料2】は、市民(本請求書における請求人とは異なる市民)が情報公開請求の結果入手した資料(各学校のSSR資料の内、大石小関連部分)ですが、市の「サポーター・ルームティーチャー」については、請求人の理解では市から報酬が支払われているため、「ボランティア」ではないと考えられます。それにもかかわらず、【資料2】の備考欄には「学校応援団のボランティアによる週1日開設」との説明がされています。その理由が判別できる文書・資料等。	教育センター	非公開	文書不存在
7-0545	9月17日	9月30日	請求	(請求人による通し番号2509-13) 上尾市HPに(9月10日更新)として、「第67回上尾市民体育祭を開催します！」という記事が掲載されています。そのポスター(【資料1】)【資料2】に掲載されている○○氏関連の記述について、後述の(1)～(5)までの情報の開示を求めます。 開示の際は、電子交付にてお願いいたします。 (1) 第67回上尾市民体育祭の「スペシャルゲスト」氏に対して、上尾市から何らかの対価(例：出演料または講師謝礼としての報償費など)が支払われる予定なのか否かが判別できる文書・資料等。	スポーツ振興課	全部公開	
7-0546	9月17日	9月30日	請求	(2) 上記(1)で、○○氏に対して何らかの対価が支払われる場合、予算化がされていると思われず。そのことが令和7年度上尾市の予算書に計上されていることが判別できる文書・資料等(公表されている予算書のページ、項目など)。	スポーツ振興課	非公開	文書不存在
7-0547	9月17日	9月30日	請求	(3) 上記(1)で、○○氏に対して何らかの対価が支払われる場合、支払うための根拠が判別できる文書・資料等。ただし、予算化されているというだけでなく、支払う理由そのものが判別できる文書・資料等であること。	スポーツ振興課	非公開	文書不存在
7-0548	9月17日	9月30日	請求	(4) 今までの情報公開請求により、○○氏に支払われる「ギャラ」は、その時その時で異なっていることを請求人は了知しています(ある時は10万円、別の時は5万円など)。上記(1)で○○氏に何らかの額が支払われる場合、○○氏についての「支払い基準」(または同趣旨の基準や目安)の有無が判別できる文書・資料等。	スポーツ振興課	非公開	文書不存在
7-0549	9月17日	9月30日	請求	(5) 【資料2】で、○○氏の画像の右下に何らかの記述があることが判別できます。これは著作権の関係の表示ではないかと請求人は推測しますが、何と書いてあるのか、また、掲載した理由が判別できる文書・資料等。	スポーツ振興課	非公開	文書不存在
7-0551	9月21日	10月3日	請求	(請求人による通し番号2509-14) (1) 上尾市において現在実施されている「イングリッシュサロン」(以下、SE)が「令和7年度 上尾市行財政3か年実施計画」(以下、この項目においては「3か年実施計画」と略記)に位置しているか否かが判別できる文書・資料等(「3か年実施計画」に位置している場合は、事業名が判別できる文書・資料等であること)。なお、ESIについては、別途情報公開請求の通知書受領の際に、「ESIは英語教育ではない」旨指導課職員から説明を受けていることから、「3か年実施計画」の開示の際には、電子交付にてお願いいたします。	指導課	全部公開	
7-0552	9月21日	10月3日	請求	(2) 「令和7年度 上尾市行財政3か年実施計画」のP20の「5-1 学校施設更新計画推進事業」の、令和8年度1,076,525(千円)、及び令和9年度3,166,996(千円)の内訳(積算)額が判別できる文書・資料等。	教育総務課新しい学校づくり推進室	全部公開	
7-0553	9月22日	10月6日	請求	9月22日に教育センター職員と面談した際に、公文書一部公開決定通知書(上教セ第642号)で特定した文書、「対応回数一覧表」以外に、「Aの心理的不安を把握する。そして、Aに寄り添いながら、その解決や解消を図っていく。」ことを心理士あるいは担当者が行っていたことがわかる文書を保有しているとのことですので、その文書を請求致します。	教育センター	一部公開	第2号
7-0554	9月22日	10月6日	請求	9月22日に教育センター職員と○○が面談した際に、どのような要望、指摘等があったかを記録した文書を請求致します。	教育センター	一部公開	第2号
7-0555	9月24日	10月6日	請求	令和6年6月に採択された上尾市の不登校対策に関する請願で、「1.フリースクール等不登校児童生徒の支援を行う居場所の利用者への経済的支援を行うこと2.経済的支援の検討および運用に当たっては、上尾市不登校対策推進委員会やその他の協議の場において、不登校児童生徒の支援に取り組む民間団体等の意見を聴取・反映する環境を整備すること」を請願しましたが、その請願に対し教育委員会がどのように対応し、どのような成果を出したかがわかる文書を請求致します。	教育センター	全部公開	
7-0559	9月29日	10月8日	請求	太平中学校・平方東小学校校舎等更新設計に係るアンケート調査(内容及び結果)	教育総務課新しい学校づくり推進室	全部公開	
7-0560	9月29日	10月9日	請求	(請求人による通し番号2509-15) 2025年9月の土曜日に上尾市内の公民館(4か所)において開催された『イングリッシュサロン』に関連し、後述の(1)～(3)の情報の開示を求めます。開示の際は、電子交付にてお願いいたします。 (1) 2025年9月に上尾公民館・原市公民館・大石公民館・大谷公民館で開催された『イングリッシュサロン』への参加者数が判別できる文書・資料等。	指導課	全部公開	
7-0561	9月29日	10月9日	請求	(2) 上記各公民館ごとに、「教育委員会関係者(教育長・教育委員・事務局職員)」及び市役所職員(教委関係者以外の職員。市長を含む)の誰が立ち合い(または視察)しているかが判別できる文書・資料。	指導課	全部公開	
7-0562	9月29日	10月9日	請求	(3) 2025年9月に上尾公民館・原市公民館・大石公民館・大谷公民館で開催された『イングリッシュサロン』の参加者数をHP等で公表したほうが参加生徒や保護者にとっては利便性が高いと思われず。それにもかかわらず、なぜ参加者数をHP等で公表しないのか、その合理的な理由が判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
7-0563	9月30日	10月10日	請求	(請求人による通し番号2509-16) 以下の情報の開示を求めます。開示の際は、電子交付にてお願いいたします。 (1) 上尾市教育委員会教育長の2025(令和7)年9月および10月の勤務の状況が判別できる文書・資料等。	教育総務課	一部公開	第2号
7-0564	9月30日	10月10日	請求	(2) 上記(1)については、月別の予定表が開示されると思われず。それに加えて、9月26日の教育長の勤務実態の詳細が判別できる文書・資料等。もしも月別予定表のみが開示されるのであれば、上尾市情報公開条例第26条に基づき、決定通知書の備考欄に「9月26日はどのような勤務であったのか」についての情報提供の記載をお願いいたします。	教育総務課	非公開	文書不存在
7-0565	9月30日	10月14日	請求	令和7年3月定例会 ― 02月21日 議案質疑 議案第48号 教育長再任についての市長答弁について、答弁書の作成過程及び起案者、決裁者がわかる文書を請求致します。	教育総務課	全部公開	
7-0573	10月1日	10月15日	請求	(請求人による通し番号2510-2) 令和7年9月議会において、湯本華奈子氏が教育委員として同意されました。 湯本氏については、下記【資料】から、現在もなお上尾市立上平北小学校の学校運営協議会委員にも就任していると思われる。この事実から、請求人は、市民として、「わざわざ学校運営協議会委員を教育委員に据える必然性があるのでしょうか？」 上尾市には他に適当な人材はいないということですか？ そもそも、20年以上にわたって「全員一致・異議無し」という状況では、教育委員の人数(法定の4人で良いのでは?)と考えざるを得ません。そこで、次の(1)～(4)の情報の開示を求めます。 開示の際は、電子交付にてお願いいたします。なお、もしも「文書不存在による非公開処分」とされる場合においても、「上尾市情報公開条例」第26条により、市民に対して丁寧な説明と情報の提供をお願いいたします。 (1) 上記の事実等を踏まえたうえで、「上尾市の教育委員である湯本華奈子氏が、特定の学校(上平北小学校)の学校運営協議会委員を兼ねることが何らの問題も無い」ことが判別できる文書・資料等の開示を求めます。 開示の際は、電子交付にてお願いいたします。なお、もしも「文書不存在による非公開処分」とされる場合においても、「上尾市情報公開条例」第26条により、市民に対して丁寧な説明と情報の提供をお願いいたします。	教育総務課	非公開	文書不存在
7-0574	10月1日	10月15日	請求	(2) 市長が湯本華奈子氏を教育委員に就任させることについて議会の同意を得るにあたっての経緯が判別できる文書・資料等(教育委員会とのやり取りなどの証拠書類等)。	教育総務課	非公開	文書不存在
7-0575	10月1日	10月15日	請求	(3) 湯本華奈子氏はこのまま上平北小学校の学校運営協議会委員を継続するのか否かが判別できる文書・資料等。なお、もしも同校の学校運営協議会委員を辞任した(予定を含む)のであれば、その経緯(辞任の理由を含む)が判別できる文書・資料等。	教育総務課	非公開	文書不存在
7-0576	10月1日	10月15日	請求	(4) 湯本華奈子氏が「上尾市長の被選挙権を有する者で、かつ、人格が高潔で、教育・学術及び文化に関し識見を有するもの」であることが市民に合理的に説明できる文書・資料等。	教育総務課	一部公開	第2号

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	担当課	決定の内容	一部公開・ 非公開の理由 (情報公開条例第7 条)
7-0578	10月6日	10月20日	請求	(請求人による通し番号2510-3) 令和7年上尾市教育委員会9月定例会において「議案第45号上尾市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」が「全員一致・異議無し」で原案のとおり決定しました。このことに関して、【資料】に基づき後述の(1)～(10)までの情報の開示を求めます。開示の際は、電子交付にてお願いいたします。 (1)今回の上尾市立小・中学校管理規則の一部を改正することについて、市教委として市内各校長にどのように伝えたのが判別できる文書・資料等(校長会における資料等が想定されます)。	学務課	全部公開	
7-0579	10月6日	10月20日	請求	(2)今回の上尾市立小・中学校管理規則の一部を改正することについて、市内の4校(上尾小・大石小・上尾中・大谷中)において校長が所属職員にどのように伝えたのが判別できる文書・資料等。	学務課	全部公開	
7-0580	10月6日	10月20日	請求	(3)「上尾市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則」は、令和7年10月1日から施行とされています。そこで、【資料】記載の(2)に関連して、上尾小・大石小・上尾中・大谷中の4校において「コアタイム」がどのように設定されているかが判別できる文書・資料等。	学務課	非公開	文書不存在
7-0581	10月6日	10月20日	請求	(4)【資料】記載の(3)において、始業時刻が朝の5時00分になると想定されるのはどのような場合であるかが判別できる文書・資料等。ただし、上尾市立小・中学校管理規則の一部を改正する案を作成した市教委として保有している文書・資料等であること。	学務課	非公開	文書不存在
7-0582	10月6日	10月20日	請求	(5)【資料】記載の(3)において、終業時刻が夜の22時00分になると想定されるのはどのような場合であるかが判別できる文書・資料等。ただし、上尾市立小・中学校管理規則の一部を改正する案を作成した市教委が保有している文書・資料等であること。	学務課	非公開	文書不存在
7-0583	10月6日	10月20日	請求	(6)【資料】記載の(4)において、「8時間を超える勤務時間を割り振る日は、休憩時間は60分与えなければならない」とされていますが、与えられた休憩時間について実際に取ることが担保されていることが判別できる文書・資料等。ただし、市教委および上尾小・大石小・上尾中・大谷中の各校長が作成または保有している文書・資料等であること。	学務課	非公開	文書不存在
7-0584	10月6日	10月20日	請求	(7)【資料】記載の(4)において、「休憩時間を与えなければならない」とされていますが、職員が休憩時間を取るには、男女別の独立した休憩室があることが必須条件です。そこで、上尾小・大石小・上尾中・大谷中の各校に「男女別の独立した休憩室」があるか否かが判別できる文書・資料等。	学務課	非公開	文書不存在
7-0585	10月6日	10月20日	請求	(8)【資料】記載の(4)において、「休憩時間を与えなければならない」とされていますが、休憩時間であるにもかかわらず、部活の活動時間と重なり、しかも校長の職務命令により部活の顧問に充てられている場合など、明らかに法律違反が認められる場合があると思われる。そこで、休憩時間であるにもかかわらず、部活の活動時間と重なり、しかも校長の職務命令により部活の顧問に充てられている場合など、明らかに法律違反が認められる場合に、「校長あるいは市教委の責任」がどうなっているのか判別できる文書・資料等で市教委あるいは市内各中学校の校長が保有している文書・資料等。	学務課	非公開	文書不存在
7-0586	10月6日	10月20日	請求	(9)前記の「校長あるいは市教委の責任」について、仮に「文書不存在により非公開」との処分が請求人に下された場合には、そのことをもって明らかに法律違反の状態であると判断できますが、その場合に、市民としてどのような対応ができるか判別できる文書・資料等で市長または上尾市教育委員会が保有しているもの。なお、公開されている情報(法令を含む)である場合にはその旨ご教示ください。	学務課	非公開	文書不存在
7-0587	10月6日	10月20日	請求	(10)【資料】記載の(5)に関して、「最長勤務時間数(勤務時間数の上限)は、設定しない」と記載されています。しかしながら、この文言は【資料】記載の(3)と明らかに矛盾します(最長時間数は0:00-22:00の17時間と考えられるため)。それにもかかわらず、なぜ「最長勤務時間数(勤務時間数の上限)は、設定しない」との記述としたのか、その合理的理由が判別できる文書・資料等。	学務課	全部公開	
7-0589	10月11日	10月24日	請求	(請求人による通し番号2510-4) 請求人は2025.10.10付け上教総第732号文書(電子交付)により、西倉副教育長の2025年9月・10月の勤務についての情報の開示を受けました。 このことに関し、後述の(1)～(9)までの情報の開示を求めます。開示の際は、面談のうえ、開示された資料を閲覧し、必要に応じてコピーを取らせていただきます。 (1)西倉副教育長の2025.09.26については、「振休(午後)」となっていますが、いつの分の振休(振替休)なのか判別できる文書・資料等。	教育総務課	全部公開	
7-0590	10月11日	10月24日	請求	(2)西倉副教育長の2025年9月・10月の勤務については、「振休」は9月26日のみとなっています。一方、以下の土日祝日の勤務が判別できます。 ①9月7日10:00上尾郷土こどもかるた大会 ②9月28日9:30上尾市武道大会 ③10月5日10:00上尾ワールドフェア・群吉集会所まつり ④10月11日10:00環境推進大会 ⑤10月11日13:30上尾・桶川・伊奈暴力排除地域安全大会 ⑥10月12日8:15市民体育祭 ⑦10月25日9:30上尾市美術展覧会授賞式 ⑧10月25日13:30金婚式・ダイヤモンド婚式典 ⑨10月26日10:00MOA美術館上尾児童作品展表彰式 そこで、上記①～⑨の勤務についての「振休」がどのようになっているのか(予定を含む)が判別できる文書・資料等。	教育総務課	全部公開	
7-0591	10月11日	10月24日	請求	(3)西倉副教育長が「振休」を取る場合の手続きがどのようになっているかが判別できる文書・資料等。	教育総務課	全部公開	
7-0592	10月11日	10月24日	請求	(4)2025年4月～8月までの間に西倉副教育長が「振休」を取っていることが判別できる文書・資料等(取っている場合は、いつの分のなか判別できるもの)。	教育総務課	全部公開	
7-0593	10月11日	10月24日	請求	(5)2024年4月～2025年3月までの間に西倉副教育長が「振休」を取っていることが判別できる文書・資料等(取っている場合は、いつの分のなか判別できるもの)。	教育総務課	全部公開	
7-0594	10月11日	10月24日	請求	(6)2023年4月～2024年3月までの間に西倉副教育長が「振休」を取っていることが判別できる文書・資料等(取っている場合は、いつの分のなか判別できるもの)。	教育総務課	全部公開	
7-0595	10月11日	10月24日	請求	(7)西倉副教育長が振休を取ったとされる2025年9月26日の午後は、市民団体から「給食署名」提出およびそれに伴う懇談が予定されていました。そこで、西倉副教育長自身が「9月26日は市民団体から給食署名が提出され、懇談が予定されている」ということについて、いつの時点で知ったのが判別できる文書・資料等。	教育総務課	非公開	文書不存在
7-0596	10月11日	10月24日	請求	(8)請求人は、今までの情報公開請求等の経験や資料等から、「西倉副教育長は市民からの要望や質問が予定されている懇談会等には出席しないことを決めている」のではないかと仮説を立てており、この仮説が正しいか否か知りたいと考えています。そこで、西倉副教育長が市民(教育行政に対して要望や意見を持っている普通の市民のことです)との懇談会に出席することについて、どのような姿勢なのか、どのように考えているかが判別できる文書・資料等。なお、もしも文書不存在による非公開処分とする場合には、上尾市情報公開条例第26条による丁寧な情報提供をお願いします。	教育総務課	非公開	文書不存在
7-0597	10月11日	10月24日	請求	(9)西倉副教育長自身が、市民からのアンケートによる意見などではなく、一般市民(審議会や協議会委員などではなく、ごく普通の市民や保護者)から直接質問や意見を広聴するためにどのような機会があるかが判別できる文書・資料等。	教育総務課	非公開	文書不存在
7-0602	10月12日	10月26日	請求	(請求人による通し番号2510-6) 令和6年度(2024.06.08)に開催された「第31回上尾市中学生海外派遣研修結団式」の際の西倉副教育長によるあいさつ内容が判別できる文書・資料等の開示を求めます。開示の際は、電子交付にてお願いいたします。 ※「昨年度のあいさつ」ですので、よろしくお願いたします。	指導課	全部公開	
7-0603	10月15日	10月28日	請求	(請求人による通し番号2510-7) 西倉副教育長の令和7年11月分の勤務(予定)が判別できる文書・資料等の開示を求めます。開示の際は、電子交付にてお願いいたします。	教育総務課	全部公開	
7-0605	10月16日	10月30日	請求	(請求人による通し番号2510-9) 2025.10.01から教育委員に就任した湯本華奈子氏は、上平北小の学校運営協議会委員(会長)の職を辞任していることが明らかになっています。 この経緯については、請求人は何度か教育委員会事務局(教育総務課)に電話で確認をしています。その過程で、2025.10.14(火)(＝上平北小の第3回学校運営協議会当日)の午前中に確認したところ、「湯本氏が学校運営協議会委員を辞任しているかどうか分からない」とのことでした。つまり、少なくとも2025.10.14の時点で教育委員会宛てに湯本華奈子氏の上平北小学校運営協議会委員の辞届(あるいは願)は提出されていなかったこととなります。その後2025.10.16(木)に教育総務課職員から電話をもらい、湯本氏が上平北小の学校運営協議会委員を辞任したことが知らされました。その内容としては、「9月30日付けで上平北小の学校運営協議会委員を辞任する」というものでした。以上の事実関係を踏まえたうえで、後述の(1)～(6)の情報の開示を求めます。開示の際は、電子交付にてお願いいたします。 (1)湯本華奈子氏から上尾市教育委員会宛てに提出された上平北小学校運営協議会委員を辞任する旨の届・願の類。	指導課	一部公開	第2号
7-0606	10月16日	10月30日	請求	(2)前記(1)の届・願の類が市教委宛てに提出されたのは「実際にはいつなのか」その事実が判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
7-0607	10月16日	10月30日	請求	(3)上尾市立上平北小学校の校長に向けて「湯本華奈子氏が学校運営協議会委員の職を辞任する」ということは「誰から」「いつ」「どのように」連絡が届いたのが判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
7-0608	10月16日	10月30日	請求	(4)2025.10.14に開催された「上平北小学校第3回学校運営協議会」の席上、湯本華奈子氏の学校運営協議会辞任が伝えられたと思われるが、そのことが判別できる文書・資料等。	指導課	全部公開	

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
7-0609	10月16日	10月30日	請求	(5)湯本華奈子氏は上平北小学校運営協議会の会長職にありましたが、湯本氏の辞任後、会長職の後任についてどのように対応するのかが判別できる文書・資料等。	指導課	全部公開	
7-0610	10月16日	10月30日	請求	(6)湯本華奈子氏が辞任後、上平北小学校運営協議会委員の欠員をどうするのかが判別できる文書・資料等。	指導課	全部公開	
7-0611	10月17日	10月30日	請求	(請求人による通し番号2510-10) 【資料】のとおり、令和6年10月1日から教育委員に就任した岩鉄由美氏は、少なくとも令和6年11月29日の時点で太平中学校の学校運営協議会委員を辞任することが承認されています。このことに関して、後述の(1)・(2)についての情報の開示を求めます。開示の際は、電子交付にてお願いいたします。 【資料】R6.11.29令和6年度太平中学校第4回学校運営協議会会議録 (1)岩鉄由美氏が太平中学校の学校運営協議会委員を辞任したことが判別できる文書・資料等(上尾市教育委員会または太平中学校校長宛てに岩鉄氏から提出された辞任届・願の類、あるいは教育委員会として岩鉄氏の学校運営協議会委員辞任を承認したことが判別できる文書等が想定されます)。	指導課	一部公開	第2号
7-0612	10月17日	10月30日	請求	(2)「上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」により、学校運営協議会委員は年額5,000円の報酬額が支給されると定められています。そこで、年度途中で学校運営協議会委員を辞任した岩鉄由美氏が、当該報酬について上尾市に返還したことが判別できる文書・資料等(返還額とその根拠が判別できる文書・資料等であることが望ましい)。	指導課	非公開	文書不存在
7-0613	10月17日	10月31日	請求	10月16日に学校教育部次長より9月22日に〇〇様と教育センター石橋がお話した内容につきましては、詳細について報告を受けた」と回答がありました。どのような詳細な報告を受けたかがわかる文書を請求致します。	教育センター	一部公開	第2号
7-0614	10月23日	11月6日	請求	(請求人による通し番号 2510-11) 【資料】に関連し、後述の情報の開示を求めます。開示の際は、電子交付にてお願いいたします。 (1)「あげおワールドフェア2025があげお富士住建ホールで盛大に…(以下略)」と記述されていますが、請求人は、「あげお富士住建ホール」という呼称については、市が推奨している」との印象を拭いきれません。すなわち、『上尾市ネーミングライツ事業ガイドライン』に抵触していると考えていますが、なぜ「上尾富士住建ホール(上尾市文化センター)」と記載しないのかが判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
7-0616	10月23日	11月13日	請求	(3) あげおワールドフェア2025でステージ発表をした[イングリッシュサロン]の参加者をどのように選出したのか(全員が出演したのか、それとも一部の生徒たちなのか、また、選出の方法など)が判別できるすべての文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
7-0617	10月23日	11月13日	請求	(4) あげおワールドフェア2025に[イングリッシュサロン]の参加者がステージ発表をおこなうに際し、「上尾市教育委員会として参加生徒を指導したり見守りしたりするなどの関与があったのか否か」が判別できる文書・資料等(関与があった場合は、どのように関与したのか、また、当該職員の職・氏名・勤務の割り振りの有無について判別できる文書・資料等であったこと)。	指導課	全部公開	
7-0618	10月23日	11月13日	請求	(5) 昨年度、[イングリッシュサロン]の参加者があげおワールドフェア2024においてステージ発表などをおこなったか否かが判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
7-0619	10月23日	11月13日	請求	(6) 上尾市が雇用しているALTがあげおワールドフェア2025に参加していたか否かが判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
7-0620	10月23日	11月13日	請求	(7) 前記(6)でALTが[イングリッシュサロン]のステージ発表に参加(関与)している場合、契約上はどうなっているのか(当初の特記仕様書にあげおワールドフェアへの参加について記載されているのか、あるいは参加を想定していない場合は新たな雇用契約が結ばれているのか、など)が判別できる文書・資料等。	指導課	全部公開	
7-0621	10月23日	11月13日	請求	(8) あげおワールドフェア2025において、Let's Enjoy Englishなる取り組みがおこなわれたようですが、そのブースに[ジョイトークゲストジャンプ]のALTが参加しているか否かが判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
7-0622	10月23日	11月13日	請求	(9) 前記(8)でALTがLet's Enjoy Englishのブースに参加している場合、契約上はどうなっているのか(当初の特記仕様書に記載されているのか、あるいは参加を想定していない場合は新たな雇用契約が結ばれているのか、など)が判別できる文書・資料等。	指導課	全部公開	
7-0628	10月29日	11月12日	請求	(請求人による通し番号2510-12) 2025年10月に市内の公民館において開催された『イングリッシュサロン』に関連し、後述の(1)～(3)の情報の開示を求めます。開示の際は、電子交付にてお願いいたします。 (1) 2025年10月に上尾公民館・原市公民館・大石公民館・大谷公民館で開催され(1) 2025年10月に上尾公民館・原市公民館・大石公民館・大谷公民館で開催された『イングリッシュサロン』への参加者数が判別できる文書・資料等。	指導課	全部公開	
7-0629	10月29日	11月12日	請求	(2) 上記各公民館ごとに、「教育委員会関係者(教育長・教育委員・事務局職員)および市役所職員(教委関係者以外の職員、市長を含む)の誰が立ち合い(または視察)しているのかが判別できる文書・資料。	指導課	全部公開	
7-0630	10月29日	11月12日	請求	(3) 以前から『イングリッシュサロン』の参加者数をHP等で公表したほうが参加生徒や保護者にとっては利便性が高いと請求人は主張しており、このことについては「市長への政策提言」もおこなっています。しかしながら、請求人のこの主張について、上尾市教育委員会として「イングリッシュサロン(ES)の参加者数を公表することは、〇〇の理由により支障がある」とはひと言も説明がされていません。そこで、「ESの加者を市のHPで公表することは支障がある」とする理由が判別できる文書・資料等の情報の開示を求めます。 なお、もしも本項目(3)について「文書不存在による非公開処分」とされる場合、請求人は「① ESの参加者数を確認するためには、市民は毎月毎月情報公開請求をする必要があること、また、②市(教委)のHP等でESの参加者数を生徒・保護者・市民に公表することについて支障があるという根拠は存在しない」と判断いたします。	指導課	非公開	文書不存在
7-0635	11月3日	11月13日	請求	(4) 2025.03.09に開催された「全国スポーツ推進委員会優良団体表彰祝賀会」に市交際費が7,000円支出されています。そこで、①同祝賀会に出席した市職員の職・氏名(市長を除く)、②当該職員は公務として出席したのか、それとも公務外での出席なのか、③支払った会費7,000円(職員1名あたり)の出所はどこなのか、以上が判別できる文書・資料等。 なお、文書不存在の場合については、請求人に発出される決定通知書の備考欄に、上尾市情報公開条例第26条に基づく情報提供をお願いいたします。	スポーツ振興課	一部公開	第2号
7-0638	11月3日	11月13日	請求	(7) 2025.05.16に開催された「令和7年度上尾市スポーツ協会定期総会・懇親会」に、①西倉教育長が同懇親会に出席しているか否か、②西倉教育長が同懇親会に出席している場合、支払った会費5,000円の出所はどこなのか、以上が判別できる文書・資料等。 なお、文書不存在の場合については、請求人に発出される決定通知書の備考欄に、上尾市情報公開条例第26条に基づく情報提供をお願いいたします。	スポーツ振興課	一部公開	第2号
7-0639	11月3日	11月13日	請求	(8) 前記2025.05.16に開催された「令和7年度上尾市スポーツ協会定期総会・懇親会」に市交際費が5,000円支出されています。そこで、①同懇談会に出席した市職員の職・氏名(市長および教育長を除く)、②職員は公務として出席したのか、それとも公務外での出席なのか、③支払った会費5,000円(職員1名あたり)の出所はどこなのか、以上が判別できる文書・資料等。 なお、文書不存在の場合については、請求人に発出される決定通知書の備考欄に、上尾市情報公開条例第26条に基づく情報提供をお願いいたします。	スポーツ振興課	一部公開	第2号
7-0646	11月3日	11月17日	請求	(請求人による通し番号2511-3) 【資料1・2】に基づき、後述の(1)・(2)についての情報の開示を求めます。開示の際は、電子交付にてお願いいたします。 (1)【資料1】・【資料2】により、2025(令和7)年2月6日に開催された「上尾・伊奈・桶川教育委員会連絡協議会意見交換会」に「市交際費」として7,500円が支出されていることが判別できます。そこで、上尾市教育委員会として「上尾・伊奈・桶川教育委員会連絡協議会意見交換会」に誰が(職・氏名)出席したか、また、参加費の額および当該参加費をどこから支払ったのか(公費なのか自腹なのか)判別できる文書・資料等。	教育総務課	一部公開	第2号
7-0647	11月3日	11月17日	請求	(2) この公文書の発出日は、「令和7年1月吉日」と記載されていますが、請求人は「吉日」という語句を使用していることには、主に次の二つの理由により強い違和感を覚えます。 ア. 公文書は、今回請求人が確認していることも含め、発出日を曖昧にすることは記録性や信頼性に欠けるため、「吉日」などと記載すべきではないこと。 イ. 「吉日」は儀礼的・私的な文書にふさわしい表現であり、教育委員会が公文書で使うべき語句ではないこと。 以上二つの理由からも、公文書で「吉日」という語句を使用すべきではないことは自明ですが、それにもかかわらず、公文書において「吉日」という語句を使用しても差し支えないとする根拠が判別できる文書・資料等。	教育総務課	非公開	文書不存在
7-0650	11月3日	11月13日	請求	(請求人による通し番号2511-5) 後述の(1)・(2)についての情報の開示を求めます。開示の際は、電子交付にてお願いいたします。 (1) 2024.05.17に開催された「令和6年度上尾市スポーツ協会定期総会・懇親会」に、①西倉教育長が同懇親会に出席しているか否か、②西倉教育長が同懇親会に出席している場合、支払った会費5,000円の出所はどこなのか、以上が判別できる文書・資料等。 なお、文書不存在の場合については、請求人に発出される決定通知書の備考欄に、上尾市情報公開条例第26条に基づく情報提供をお願いいたします。	スポーツ振興課	一部公開	第2号
7-0651	11月3日	11月13日	請求	(2) 前記2024.05.17に開催された「令和6年度上尾市スポーツ協会定期総会・懇親会」に市交際費が5,000円支出されています。そこで、①同懇談会に出席した市職員の職・氏名(市長および教育長を除く)、②市職員は公務として出席したのか、それとも公務外での出席なのか、③支払った会費5,000円(職員1名あたり)の出所はどこなのか、以上が判別できる文書・資料等。	スポーツ振興課	一部公開	第2号

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
7-0652	11月3日	11月17日	請求	(請求人による通し番号2511-6) 【資料】に基づき、後述の(1)~(5)についての情報の開示を求めます。開示の際は、電子交付にてお願いいたします。 (1)【資料】の文書の発出日は「令和6年4月吉日」となっていますが、この書き方だと、市民が市教育委員会の動向や姿勢等を知ることが、正確な情報が伝わりません。そこで、この文書の発出日の正確な日付が判別できる文書・資料等。	教育総務課	非公開	文書不存在
7-0653	11月3日	11月17日	請求	(2)【資料】の文書にかかる起案・決裁文書または同主旨の文書・資料等。	教育総務課	非公開	文書不存在
7-0654	11月3日	11月17日	請求	(3)【資料】の文書に記載されている、令和6年5月31日に開催された「教育委員会情報交換会」に出席した上尾市および上尾市教育委員会関係者全員の職・氏名が判別できる文書・資料等。	教育総務課	一部公開	第2号
7-0655	11月3日	11月17日	請求	(4)【資料】には、「会費5,000円」と記載されています。そこで、【資料】の「教育委員会情報交換会」の会費5,000円について、参加者はどこから支払ったのか(公費なのか、「自腹」なのか)が判別できる文書・資料等。なお、市長については、市交際費から支出したことが公表されるため除きます。	教育総務課	非公開	文書不存在
7-0656	11月3日	11月17日	請求	(5)【資料】の文書に記載されている「教育委員会情報交換会」については、定期的に開催されていると推測できます。そこで、【資料】と同趣旨の「教育委員会情報交換会」(市長の出席は問いません)の開催(案内)文書。 対象期間は令和4年4月1日から現在(本情報公開請求書受領日)までとしますが、上記【資料】で判別できる分(=令和6年5月31日開催)は除きます。	教育総務課	一部公開	文書不存在
7-0660	11月5日	11月19日	請求	(請求人による通し番号2511-8) 以下の【資料1~4】に基づき、後述の(1)~(6)の情報の開示を求めます。開示の際は、電子交付にてお願いいたします。 (1)【資料1】のとおり、岩鉄由美氏から、上尾市教育委員会教育長宛に令和6年10月31日付けで(学校運営協議会委員の「辞任願」が提出されています。そこで、この「願」が承認されたことが判別できる文書・資料等。	指導課	全部公開	
7-0661	11月5日	11月19日	請求	(2)【資料2】のとおり、湯本華奈子氏から、上尾市教育委員会教育長宛に令和7年9月30日付けで(学校運営協議会委員の「辞任願」が提出されています。そこで、この「願」が承認されたことが判別できる文書・資料等。	指導課	全部公開	
7-0662	11月5日	11月19日	請求	(3)【資料3】のとおり、「上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」別表により、学校運営協議会委員の報酬は「年額5,000円」と定められています。また、同条例第3条第3項により、「年額により報酬の額を定められている特別職の職員の報酬の支給の始期及び終期は、年額を12で除して得た額をもつて月額による報酬の額を定められているものとした場合における議会の議員報酬の例による。」とされています。そこで、令和6年10月末で辞任願を提出している(ただし、承認されたか否かは今のところ不明)岩鉄由美氏に支払われるべき学校運営協議会委員の報酬の額が判別できる文書・資料等。	指導課	全部公開	
7-0663	11月5日	11月19日	請求	(4)前記(3)と同様に、令和7年9月末で辞任願を提出している(ただし、承認されたか否かは不明)湯本華奈子氏に支払われるべき学校運営協議会委員の報酬の額が判別できる文書・資料等。	指導課	全部公開	
7-0664	11月5日	11月19日	請求	(5)前記(4)に関し、湯本華奈子氏に対して令和7年度の学校運営協議会委員としての報酬が支払われている場合、その事実が判別できる文書・資料等。 なお、今後支払われる予定の場合は、決定通知の備考欄にその旨情報提供していただくようお願いいたします。	指導課	非公開	文書不存在
7-0665	11月5日	11月19日	請求	(6)【資料4】上教指第1765-2号文書の備考欄に、情報提供として「岩鉄委員が報酬を辞退されたため、報酬は支払っておりません」と記載されています。 すなわち、「上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」別表で定められている職員が「報酬の受取を辞退(または拒否)する」と表明し、それを(誰かが)是としたということになります。 委員によるこうした表明が有効であるのか(民法上の権利も含めて)、また、こうした表明がされた場合の手続きはどうかの、以上について(岩鉄由美氏の例を示したうえで)判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
7-0666	11月5日	11月17日	請求	(請求人による通し番号2511-9) 【資料1・2】に基づき、後述の(1)・(2)についての情報の開示を求めます。開示の際は、電子交付にてお願いいたします。 (1)【資料1】(公文書①)について、「教育委員会情報交換会」に関するすべての文書・資料等(当日の次第や、配布されたすべての資料など)。	教育総務課	一部公開	第2号
7-0667	11月5日	11月17日	請求	(2)【資料2】(公文書②)について、「上尾・桶川・伊奈教育委員会連絡協議会意見交換会」に関するすべての文書・資料等(当日の次第や、配布されたすべての資料など)。	教育総務課	一部公開	第2号
7-0674	11月12日	11月25日	請求	(請求人による通し番号2511-12) 【資料】に基づき、後述の(1)~(6)の情報の開示を求めます。開示の際は、電子交付にてお願いいたします。 (1)星野良行議員の上記一般質問について、教育総務部長は、①で「これまで教育委員会へ3件の請願があった」と述べています。そこで、この3件の請願について、「いつ提出されて」「どのような請願であったのか」が判別できる文書・資料等(「どのような請願であったのか」については、請願名あるいは趣旨のみで可)。	教育総務課	全部公開	
7-0675	11月12日	11月25日	請求	(2)星野良行議員は「県内の他の市の教育委員会での請願や陳情の受付、処理状況について」質問しているにもかかわらず、教育総務部長は②で「南部教育事務所管内の12市町において」と答弁しています。そこで、「南部教育事務所」に限定し、客観的に見て、さいたま市を意図的に除いているように見えます。おおよそ「上尾市教育委員会として南部教育事務所管内以外の自治体についての請願や陳情への対応状況をどのように把握しているのか」が判別できる文書・資料等。	教育総務課	非公開	文書不存在
7-0676	11月12日	11月25日	請求	(3)教育総務部長の答弁③にある「このうち2市がどこのか、および当該2市において「教育委員会において請願の採択について審議した結果」がどうであったのかについて判別できる文書・資料等。	教育総務課	全部公開	
7-0677	11月12日	11月25日	請求	(4)教育総務部長の答弁④にある「1市」がどこのか、および当該1市において「教育委員会において請願に対する回答」をどのように決定したのか、その内容が判別できる文書・資料等。	教育総務課	全部公開	
7-0678	11月12日	11月25日	請求	(5)教育総務部長の答弁⑤にある「1市」がどこのか、および当該1市において「教育長が専決でどのように回答したのか」が判別できる文書・資料等。	教育総務課	全部公開	
7-0679	11月12日	11月25日	請求	(6)星野良行議員は、上記一般質問の⑥で、「せめて請願や陳情の取扱いに関する規定の整備はしていただきたいというふうに思います。(中略)ぜひともご検討をよろしくお願いいたします」と述べています。そこで、この星野良行議員の一般質問がされた令和7年6月11日以降、本請求書受理日(令和7年11月12日または13日と想定します)までの5か月の間、上尾市教育委員会として、教育委員会への請願および陳情についてどのように検討してきたかが判別できる文書・資料等。	教育総務課	非公開	文書不存在
7-0680	11月12日	11月25日	申出	昭和50年10月1日から平成16年9月30日までの間に、原市南小学校及び大石中学校の校舎として利用されていた建物にかかる、「平成17年度学校施設等における吹き付けアスベスト等使用実態調査等(以下、「調査結果等」という。)の記録 調査結果等が無い場合、前述の施設に関し、設計図や仕上り表等(建物の使用建材などがわかる資料)の記録 すでに教育総務課(サウナ棟)と事前調整していた件になります。 交付方法について、資料をPDFデータ化したときに、内容が判別できる状態なのであれば、電子交付を希望します(国に提出する資料となりますため、可能な限り鮮明な状態で資料をいただきたいものです。)。 何らかの理由によりPDFデータでの電子交付が難しい場合には、郵送交付でも構いませんが、その際にはまずは担当〇〇までお知らせいただくようお願いいたします。	教育総務課	一部公開	第2号第3号
7-0686	11月25日	12月9日	請求	(請求人による通し番号2511-13) 上尾市・上尾市教育委員会・上尾市スポーツ協会・埼玉陸上競技協会の主催による2024年および2025年の「上尾シティハーフマラソン」(本請求書では[ACHM])に関して、【資料】に基づき、後述の(1)~(15)の情報の開示を求めます。 開示の際は、電子交付にてお願いいたします。なお、請求内容が2024年・2025年混在のため、それぞれ2024あるいは2025のように下線を付してあります。 (1)2024年の[ACHM]にかかる「決算報告書」および「監査報告書」。	スポーツ振興課	一部公開	第2号
7-0687	11月25日	12月9日	請求	(2)【資料1】2025年[ACHM]公式HPにより、[ACHM]の「主催」は上尾市・上尾市教育委員会・上尾市スポーツ協会・埼玉陸上競技協会の四者であり、「主管」は「上尾シティハーフマラソン実行委員会」となっています。 そこで、[ACHM]の「主催」と「主管」との差異が判別できる文書・資料等。	スポーツ振興課	非公開	文書不存在
7-0688	11月25日	12月9日	請求	(3)2025年[ACHM]の主催は上記の四者となっています。そこで、四者の役割の差異、とりわけトラブル等があった場合の最終責任は誰が負うかが判別できる文書・資料等。	スポーツ振興課	非公開	文書不存在
7-0689	11月25日	12月9日	請求	(4)2025[ACHM]の「主催」四者による会合や打ち合わせに関する文書・資料等(会議・打合せ記録や資料等が想定されます)。	スポーツ振興課	非公開	文書不存在
7-0690	11月25日	12月9日	請求	(5)2025 [ACHM]の「主催者および「主管」の合同の会合や打ち合わせに関する文書・資料等(会議・打合せ記録や資料等が想定されます)。	スポーツ振興課	一部公開	第2号
7-0691	11月25日	12月9日	請求	(6)【資料2】により、2024年の[ACHM]には、「ゲストランナー」と「ゲスト」が呼ばれていることがわかります。そこで、 ①ゲストランナーの〇〇氏へのギャラ(出演料)と費用弁償(旅費等)の額 ②ゲストの〇〇氏へのギャラ(出演料)と費用弁償(旅費等)の額 ③ゲストの〇〇氏へのギャラ(出演料)と費用弁償(旅費等)の額 ④ゲストの〇〇氏へのギャラ(出演料)と費用弁償(旅費等)の額 ⑤ゲストの〇〇氏へのギャラ(出演料)と費用弁償(旅費等)の額以上が判別できる文書・資料等。	スポーツ振興課	非公開	文書不存在
7-0692	11月25日	12月9日	請求	(7)【資料3】のとおり、2024年・2025年ともに、ランナーのゼッケンの上部にはUD TRUCKS、下部にはアイダ設計の各ロゴや企業名が表示されています。そこで、なぜランナーのゼッケンに企業名が表示されているのか、その経緯や理由が説明されている文書・資料等。	スポーツ振興課	非公開	文書不存在

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
7-0693	11月25日	12月9日	請求	(8)請求人は、[ACHM]のゼッケンの約半分を使って企業名やロゴを大きく表示 する必要は無いのではないかと考えますが、ゼッケンに企業名やロゴを表示する 必要性が判別できる文書・資料等。	スポーツ振興課	非公開	文書不存在
7-0694	11月25日	12月9日	請求	(9)【資料4】の各スポンサーが2025[ACHM]に寄付した、または寄付する予定の金額が判別できる文書・資料等。	スポーツ振興課	一部公開	第3号
7-0695	11月25日	12月9日	請求	(10)【資料5】の各「協賛企業①」が2025[ACHM]にどのような形で協賛しているのかが判別できる文書・資料等(12企業等それぞれの協賛状況が判別できる文書・資料等であること)。	スポーツ振興課	一部公開	第3号
7-0696	11月25日	12月9日	請求	(11)【資料6】の各「協賛企業②」が2025[ACHM]にどのような形で協賛しているのかが判別できる文書・資料等(20企業等それぞれの協賛状況が判別できる文書・資料等であること)。	スポーツ振興課	一部公開	第3号
7-0697	11月25日	12月9日	請求	(12)【資料7】のとおり、令和6年度は13,800千円＝1380万円が[ACHM] 実行委員会補助金として予算化されています。そこで、この補助金についての「予算額の積算額」および「決算額」が判別できる文書・資料等(市が補助した額がどう使われているか判別できる文書・資料等であること)。	スポーツ振興課	非公開	文書不存在
7-0698	11月25日	12月9日	請求	(13)【資料8】のとおり、令和7年度は10,400千円＝1040万円が[ACHM] 実行委員会補助金として予算化されています。そこで、この「予算額の内訳(積算額)」が判別できる文書・資料等。なお、令和6年度と比較して減額となっている理由が判別できるものであること。	スポーツ振興課	非公開	文書不存在
7-0699	11月25日	12月9日	請求	(14)現状では、上尾市の税金が[ACHM] 実行委員会に補助金として支出されていることが判明しています。そこで、当該補助金とその後どう使われたかについて市民が検証するにはどうしたらよいか判別できる文書・資料等。	スポーツ振興課	一部公開	第3号
7-0700	11月25日	12月9日	請求	(15)上記(1)で開示請求した、2024年の[ACHM]にかかわる「決算報告書」がどのように市民等に公表されているのかが判別できる文書・資料等。なお、もしも公表されていない場合には、その理由が判別できる文書・資料等。	スポーツ振興課	非公開	文書不存在
7-0707	12月1日	12月15日	請求	(請求人による通し番号2512-1) 2025年11月に市内の公民館において開催された『イングリッシュサロン』に関連し、後述の(1)・(2)の情報の開示を求めます。開示の際は、電子交付にてお願いいたします。 なお、請求人は情報公開請求における電子交付については高く評価していますが、このところ、電子交付の際に送付されたパスワード(PW)ではファイルが開けないという事象が頻発しています。資料送付の際は、後送されるPWでファイルを開くことができるかについて十分確認のうえ送付していただくようお願いいたします。 (1)2025年11月に上尾公民館・原市公民館・大石公民館・大谷公民館で開催された『イングリッシュサロン』への参加者数が判別できる文書・資料等。	指導課	全部公開	
7-0708	12月1日	12月15日	請求	(2)上記各公民館ごとに、「教育委員会関係者(教育長・教育委員・事務局職員)および市役所職員(教委関係者以外の職員。市長を含む)の誰が立ち合い(または視察)しているのかが判別できる文書・資料。	指導課	全部公開	
7-0709	12月1日	12月15日	請求	(請求人による通し番号2512-2) 【資料1】～【資料4】に基づき、上尾市内の「いじめ重大事態」に関する、後述の(1)～(11)までの情報の開示を求めます。開示の際は、面談により文書・資料等を閲覧し、必要に応じてコピーを取らせていただきます。なお、本情報公開請求のいずれの項目においても、仮に「文書不存在という非公開」の処分とされた場合であっても、「上尾市情報公開条例」第26条による丁寧な情報の提供をお願いいたします。 (1)「上尾市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例」第11条により現在上尾市に設置されている「上尾市いじめ問題調査委員会」の会合が令和6年度および令和7年度(令和7年度は本請求書受理日まで)に開催されたことが判別できる文書・資料等。	指導課	全部公開	
7-0710	12月1日	12月15日	請求	(2)教育委員会定例会において「いじめ重大事態調査報告書」が報告されていますが、傍聴不可であり、会議録も非公開となっています。なお、「いじめ重大事態調査報告書」が報告されたのは次の「教育委員会定例会」席上です。 R6年9月＝1件 R6年10月＝2件 R7年2月＝1件 R7年3月＝4件 R7年5月＝2件 R7年10月＝1件 R7年11月＝1件が各報告されています。 そこで、これらの「いじめ重大事態調査報告書」について、「上尾市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例」により設置されている「上尾市いじめ問題調査委員会」がどのように関与したのかが判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
7-0711	12月1日	12月15日	請求	(3)【資料1～資料4】は「いじめ防止対策推進法」に基づき、いじめ重大事態についての調査主体について上尾市がどのように定めているかを示した資料です。これらの資料により、上尾市では、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態について上尾市立の小学校又は中学校における調査が困難な場合に、当該重大事態に「いじめ問題調査委員会」が調査を行うものとすると定められています。 すなわち、条例上、重大事態で学校による調査が困難な場合は、弁護士や医師 など第三者を含む「いじめ問題調査委員会」が調査主体となると定められており、教育委員会事務局はあくまでも補助的役割にとどまります。 そこで、上尾市教育委員会として、「上尾市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例」第3章の各条文をどのように理解しているのかが判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
7-0712	12月1日	12月15日	請求	(4)請求人の得た情報では、R6年度に起きた「いじめ重大事態」に関し、上尾市教育委員会事務局(指導課および市教育センター)の職員4・5名による「(仮)グループ」(※参照)を「いじめ問題(いじめ重大事態)調査委員会」と称していることですが、その「(仮)グループ」を設置している理由や設置の経緯、「(仮)グループ」の名称、及び当該「(仮)グループ」が発出しているすべての公文書(会合の回数等を含む)が判別できる文書・資料等。 ※請求人が「(仮)グループ」とは、上尾市が設置している各課のグループとは異なり、あくまでも「事務局職員の一部(4・5名)による、いじめ問題に対応するための集合体」のことです。なお、グループ構成職員名＝武田直美指導課長/松林剛志主幹(後に離脱)/石橋正人主幹/大津浩一副主幹/幸田奈美副主幹とされています。	指導課	全部公開	
7-0713	12月1日	12月15日	請求	(5)請求人の得た情報では、前記(4)における教育委員会事務局内の「(仮)グループ」には、スクールソーシャルワーカー(複数名)以下、SSW)、教育心理専門員、教育相談員(複数名)が入っているとのことです。 そこで、「(仮)グループ」内での、これらSSW などの役割がどうなっているのかが判別できる文書・資料等。	指導課	存否応答拒否	
7-0714	12月1日	12月15日	請求	(6)前記(5)において、SSWなどが作成した資料が判別できる文書・資料等。ただし、学校名・児童生徒名・保護者名等は黒塗りで可。	指導課	存否応答拒否	
7-0715	12月1日	12月15日	請求	(7)令和6年度に市内小・中学校において、「触法事案」として警察が介入した「いじめ事案(重大事態を含む)」の有無が判別できる文書・資料等(事案が有る場合には、当該「触法の内容」が判別できる文書・資料等であること)。ただし、被害者側の学校名・生徒名・保護者名等は黒塗りで可(警察が調査している事実がわかれば、大半が黒塗りで可)。 なお、それでも「全面非開示」の対応をする場合は、上尾市情報公開条例第26条による情報提供をお願いいたします。	指導課	存否応答拒否	
7-0716	12月1日	12月15日	請求	(8)上尾市立〇〇小学校に係るいじめ問題調査委員会及び上尾市教育委員会学校教育部指導課長が、いじめ被害者の保護者に回答した書面の内、以下の文書。 (8)-1令和7年10月24日付「重大事態調査及び報告書作成に関する要請書」に対する返答書(保護者の全文引用付き)	指導課	存否応答拒否	
7-0717	12月1日	12月15日	請求	(8)-2 令和7年 10月 24 日付「要請書」に対する返答書(保護者の全文引用付き)	指導課	存否応答拒否	
7-0718	12月1日	12月15日	請求	(8)-3 令和7年11月 6 日付「要請書」に対する返答書(保護者の全文引用付き)	指導課	存否応答拒否	
7-0719	12月1日	12月15日	請求	(8)-4 令和7年11月 20 日付「要請書」への回答に関する再回答要請書に対する返答書(保護者の全文引用付き)ただし、いずれも被害者側の学校名・生徒名・保護者名等は黒塗りで可。	指導課	存否応答拒否	
7-0720	12月1日	12月15日	請求	(9)令和6年12月に上尾市立〇〇小学校において校長名で配布された、「学級のいじめ等にかかる調査への御協力について」文書(または同趣旨の文書)。	指導課	存否応答拒否	
7-0721	12月1日	12月15日	請求	(10)前記の文書が発出された目的、経緯等が判別できる文書・資料等。	指導課	存否応答拒否	
7-0722	12月1日	12月15日	請求	(11)前記の文書が発出したことにより児童・保護者からの反応が判別できる文書・資料等。ただし、児童名・保護者名等は黒塗りで可。	指導課	存否応答拒否	
7-0723	12月2日	12月12日	請求	(請求人による通し番号 2512-3) 下記【資料】のとおり、請求人は令和7年10月20日付け上教学第580-1号文書の備考欄にて「フレックス制の運用に係る設定事項については、各校現在作成中であり、11月13日(木)を以てして報告を求めているところ」との教示を受けました。そこで、以下の(1)・(2)についての情報の開示を求めます。開示の際は、電子交付にてお願いいたします。 (1)「上尾市立小・中学校管理規則の一部を改定する規則」は、令和7年10月1日から施行とされています。そこで、上尾小・大石小・上尾中・大谷中の4校において「コアタイム」がどのように設定されているかが判別できる文書・資料等。	学務課	全部公開	
7-0724	12月2日	12月12日	請求	(2)「上尾市立小・中学校管理規則の一部を改定する規則」は令和7年10月1日から施行とされているにもかかわらず、「コアタイム」の報告の切が11月13日では、明らかに「10月1日から施行」というのは整合性がありません。この事実関係について、上尾市教育委員会としての見解(＝11月13日であろうが10月1日であろうが、規則上は何の問題も無い、などの見解等)が判別できる文書・資料等。	学務課	非公開	文書不存在
7-0730	12月19日	12月26日	請求	(請求人による通し番号2512-4) 請求人は、2025年12月18日(木)の10:47～12:40まで、情報公開請求のために上尾市役所1階の情報公開コーナーにて、上尾市教育委員会事務局(指導課)の松林剛志主幹および飯島幸司副主幹と面談をいたしました。その際の面談記録(とりわけ、上述の2名の指導課職員の発言が明確に判別できる面談記録であること)の開示を求めます。開示の際は、電子交付にてお願いいたします。 なお、公開にあたっては、年末年始を挟むこととなりますが、面談の席上、松林主幹は「何なら、この場で(飯島副主幹のこと)が今書いている記録をコピーしてもらってもいい」と述べていることから、すぐでも面談記録は開示されるものと思われま。したがって、不必要に「年末年始なので開示が遅れる」などと理由をつけることなく、速やかに開示していただくようお願いいたします。	指導課	一部公開	第2号

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
7-0733	12月20日	12月26日	請求	(請求人による通し番号2512-6) 【資料1・資料2】および教育委員会定例会会議録に基づき、後述の(1)・(2)の情報の開示を求めます。開示の際は電子交付にてお願いいたします。 本情報公開請求は、請求人による仮説、すなわち ①R7年5・6月に市民等に向けて教育に関するアンケートは実施されているが、その結果は『第4期上尾市教育振興基本計画(案)』に反映されていない。 つまり、市民等アンケートは、アンケート実施という実績作りのためのものである。 ②現在市民等から意見を求めている『第4期上尾市教育振興基本計画(案)』についても、今後市民が提出した意見が反映されることは無い。 当然ながら、請求人も上記『第4期上尾市教育振興基本計画(案)』には高い関心を寄せており、「どうしたら上尾の教育が本来の教育のあり方になるのか」について真剣に考え、アンケートに記入し、提出するわけですが、教育委員会定例会を傍聴すると、請求人が提出した上記仮説①・②を考慮するを得ません。そこで請求人の仮説が正しいかどうかを知るためにおこなうものです。したがって、仮に後述の文書・資料等について「文書不存在による非公開」という処分が下された場合には、請求人の仮説が正しいということになることをご承知ください。 (1)【資料1・2】は、現在市民等から意見を求めている『上尾市教育振興基本計画(案)』からの引用です。この中で、「教育に関する市民アンケート及び児童生徒アンケート結果」が掲載され、アンケートの目的は次のとおりとなっています。 以上の事実から、『上尾市教育振興基本計画(案)』(以下、『基本計画案』)を公表するにあたり、R7年5月～6月に実施した市民等からのアンケート結果をどのように『基本計画案』に反映したのかについて判別できる文書・資料等。 なお、【資料2】にある以下の記載 これらについては、単にその他の意見を大雑把に羅列しただけであるため、意見を反映したとは到底言えるものではありません。 また、令和7年9月および10月の教育委員会定例会の会議録を読んでも、単に市民等からアンケートを実施したという事務局からの発言は認められるものの、「市民等アンケートを具体的に『計画案』に反映させた」との説明は全くありません。	教育総務課	全部公開	
7-0734	12月20日	12月26日	請求	(2)現在市民等から意見を求めている『上尾市教育振興基本計画(案)』について、市民が提出した意見をどのように反映させるのか、その具体的手順が判別できる文書・資料等の開示を求めます。	教育総務課	全部公開	
7-0738	12月25日		申出	学校が市教委へ提出した教諭によるハラスメント行為に関する文書	学務課	取下げ	
7-0739	12月26日	1月9日	請求	「上尾市いじめ問題調査委員会 調査に関する請願」に対する処理経過・結果報告で、教育委員会、学校の処分については、再調査が終了した時点で可否を判断する、としています。教育委員会、学校の処分について、再調査が終了した時点から可否を判断している内容、経緯がわかる文書を請求します。	学務課	非公開	第7号
7-0741	1月6日	1月20日	請求	(請求人による通し番号 2601-1) 後述の(1)～(5)までの情報について、電子交付による開示を求めます。 文書・資料等の開示にあたっては、後日請求人が審査請求しなくともすむように、紙ベースはもちろん、PCの隅々まで該当する文書・資料等を渉猟のうえ開示していただくようお願いいたします。それでもなお「文書不存在による非公開」処分とされる場合には、「上尾市情報公開条例」第26条に基づく丁寧な情報提供を市民に分かりやすく備考欄に記載してください。 (1) 文末【資料1】のとおり、最も新しい上尾市教育委員会発行の『いじめ重大事態マニュアル』は、令和7年1月改訂となっています(これを①とします)。 また、従前の『いじめ重大事態マニュアル』は令和6年2月に改訂されています(これを②とします)。 そこで、令和6年2月から同年12月までに認定された「いじめ重大事態」については、前記①・②のどちらのマニュアルに基づき対応しているのか、および当該マニュアルに基づいて対応した理由が判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
7-0742	1月6日	1月20日	請求	(2)教育委員会定例会において、「いじめ重大事態調査報告書」が、R6年9月からR7年11月までの間に12件報告されています(ただし、市民による傍聴は非公開・会議録は非開示とされています)。そこで、これらの報告書の発出者が誰であるか判別できる文書・資料等(発出者のみが判別できれば可。市内小中学校の校長が発出者である場合、学校名は黒塗りで可)。	指導課	一部公開	第2号
7-0743	1月6日	1月20日	請求	(3)上尾市では、『いじめ防止対策推進法』第28条に基づき『上尾市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例』が制定されており、その第12条では、「調査委員会は、法28条第1項に規定する重大事態について上尾市立の小中学校又は中学校における調査が困難な場合に、当該重大事態について調査を行うもの」と定められています。そこで、令和6年2月から同年12月までに認定された「いじめ重大事態」について、「調査が困難な場合」に該当するか否かという判断は誰がおこなったのか、および「調査が困難な場合」に該当する件数が判別できる文書・資料等。	指導課	一部公開	第2号
7-0744	1月6日	1月20日	請求	(4) 文末【資料2】は、上尾市教育委員会から請求人に対して発出された「上教指第2113-13号文書」です。同文書には、「当該公開情報に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を開示することとなる」とに該当するため、上尾市情報公開条例第10条の規定により開示できない旨を記述されています。 一方、2025.12.18に請求人は別途情報公開請求に基づき、決定通知書を受領しその説明を受けるために上尾市教育委員会指導課の職員2名と面談しました。 その「面談記録」(【資料3】)によれば、指導課職員は当該文書(=令和6年12月に上尾市立〇〇小学校において校長名で配布された「学級のいじめ等にかかる調査への御協力について」文書)について、以下のよう説明しています。 * (当該文書を)保護者は持っている。 * (いじめ重大事態の)調査において必要なため配布した。 * (アンケートは)事案に合わせて作成をしている。 * (校長名で出すように)教育委員会がお願いをした。 これらの説明から、令和6年12月に上尾市立〇〇小学校において校長名で配布された「学級のいじめ等にかかる調査への御協力について」文書は存在することになります。したがって、請求人は上教指第2113-13号文書の非公開理由「上尾市情報公開条例第10条の規定により開示できない」は誤りであると断定します。 以上の事実関係から、「上教指第2113-13号文書の非公開理由」と2025.12.18の指導課職員の説明に齟齬が生じていることは明らかですが、そのことについての上尾市教育委員会の見解が判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
7-0745	1月6日	1月20日	請求	(5) 2025.12.25に開催された市議会「全員協議会」の席上、議員から「いじめ重大事態は現在何件あるのか」と問われて、学校教育部長および指導課長は「5件である」旨回答しています。続けて議員からの「その5件の調査主体はどこか」との質問に学校教育部長は「4件は学校、1件は教育委員会」と回答しています。 一方、2025.12.18に請求人は別途情報公開請求に基づき、決定通知書を受領しその説明を受けるために上尾市教育委員会指導課の職員2名と面談しました。その席上、請求人が「いじめ重大事態は現在何件あるのか」と確認すると、指導課職員は回答を拒否しています。 そこで、全く同じ質問(=いじめ重大事態は現在何件あるのか、という質問)にもかかわらず、なぜ議員には具体的な件数を回答して、市民からの質問には回答しないのか、そのことが合理的に説明できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
7-0746	1月7日	1月20日	請求	(請求人による通し番号2601-2) 後述の情報について、電子交付による開示を求めます。 文書・資料等の開示にあたっては、後日請求人が審査請求しなくともすむように、紙ベースはもちろん、PCの隅々まで該当する文書・資料等を渉猟のうえ開示していただくようお願いいたします。それでもなお「文書不存在による非公開」処分とされる場合には、「上尾市情報公開条例」第26条に基づく丁寧な情報提供を市民に分かりやすく備考欄に記載してください。 (以下、今回の情報公開請求の内容) 市内各小・中学校が『上尾市立〇〇学校いじめ防止基本方針』(改訂版を含む)を作成(または改訂)するうえでの留意点等について、上尾市教育委員会として各学校に連絡したことが判別できる文書・資料等(直近のもの(連絡文書や送信したメール)などが想定されます)。なお、市内全校への連絡だけでなく、一部の学校への連絡も含まれます。	指導課	全部公開	
7-0750	1月7日	1月20日	請求	(4) 上尾市教育委員会が定めた『いじめ重大事態対応マニュアル』は、教育委員会の会議(定例会・臨時会)を経ておらず、しかも『条例』よりも基準(水準)を下げるなど、中身の改変がおこなわれています。 そこで、『条例』よりも基準(水準)を下げた『対応マニュアル』を定めるにあたり、教育委員会から上尾市の担当課に報告・連絡・相談があったことが判別できる文書・資料等。 なお、この項目が「文書不存在による非公開」という処分になった場合、請求人は基準(水準)の下がった『対応マニュアル』を定めるにあたり、教育委員会は市長部局(担当課)に何らの相談もしていないと判断いたします。	指導課	非公開	文書不存在
7-0751	1月7日	1月20日	請求	(請求人による通し番号 2601-4) 本請求書文末の【資料】は『令和6年度上尾市教育センターの手引き』の表紙です。 この「手引き」および関連する事項にかかる後述の(1)～(4)について、電子交付による開示を求めます。 文書・資料等の開示にあたっては、後日請求人が審査請求しなくともすむように、紙ベースはもちろん、PCの隅々まで該当する文書・資料等を渉猟のうえ開示していただくようお願いいたします。それでもなお「文書不存在による非公開」処分とされる場合には、「上尾市情報公開条例」第26条に基づく丁寧な情報提供を市民に分かりやすく備考欄に記載してください。 (1)『令和7年度上尾市教育センターの手引き』(文末【資料】と同様のもの)	教育センター	全部公開	

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由(情報公開条例第7条)
7-0752	1月7日	1月20日	請求	(2)前記(1)の『手引き』が令和7年度は発行されていない場合、なぜ発行しなかったのかの経緯や理由が判別できる文書・資料等。	教育センター	非公開	文書不存在
7-0753	1月7日	1月20日	請求	(3)上尾市教育センター管轄のすべての会計年度任用職員の「職名」が判別できる文書・資料等。	教育センター	全部公開	
7-0754	1月7日	1月20日	請求	(4)前記(3)にかかる会計年度任用職員の労働条件・待遇などが判別できる文書・資料等(新規採用をする場合の賃金・報酬などが判別できる文書・資料等可)。	教育センター	全部公開	
7-0755	1月9日	1月22日	請求	(請求人による通し番号2601-5) 本請求書文末【資料】は、公表されている『令和7年度上尾市教育委員会の事務に関する点検評価報告書』P74「第三者評価者からの意見・提言」からの引用です。 この記述に関して、後述の(1)～(5)の情報についての開示を求めます。 開示の際は、担当課との面談により文書・資料を閲覧し必要に応じてコピーを取らせていただきます。なお、文書・資料等の開示にあたり、後日請求人が審査請求しなくともすむように、紙ベースはもちろん、PCの隅々まで該当する文書・資料等を涉猟のうえ開示していただくようお願いいたします。それでもなお「文書不存在による非公開」処分とされる場合には、「上尾市情報公開条例」第26条に基づき丁寧な情報提供を市民に分かりやすく備考欄に記載してください。 【1】【資料】「令和7年度当初上尾市PTA連合会を退会した学校は11校」とあります。そこで、この11校の学校名が判別できる文書・資料等。	生涯学習課	全部公開	
7-0756	1月9日	1月22日	請求	(2)【資料】に「上尾市PTA連合会として行事の精選や中止を予定している」とあります。そこで、市P連のどの行事や業務が減ったかが判別できる文書・資料等(令和6年度と令和7年度の市P連の行事や業務が比較できる文書・資料等が想定されます)。	生涯学習課	全部公開	
7-0757	1月9日	1月22日	請求	(3)【資料】の記述から、数字の上では三分の一の学校が上尾市PTA連合会を脱会していることになり、その結果、会計年度任用職員として任用されている「家庭教育支援員の業務も単純に計算すれば三分の二に減っていると思われるので、そのことが判別できる文書・資料等の開示を求めます。	生涯学習課	非公開	文書不存在
7-0758	1月9日	1月22日	請求	(4)【資料】の「連合会を脱退(上部組織からは休会としてほしい、と要望あり)」という記述の「上部組織」とは何か判別できる文書・資料等。	生涯学習課	全部公開	
7-0759	1月9日	1月22日	請求	(5)【資料】の「学校内では継続しているようだ」という記述の内容が判別できる文書・資料等(=市P連からは脱退しているが、学校内ではPTA組織が依然として活動している学校があることが判別できる文書・資料等)。	生涯学習課	一部公開	第7号
7-0760	1月9日	1月23日	請求	(請求人による通し番号2601-6) 本請求書文末【資料1】～【資料5】等に基づき、後述の(1)～(4)の情報についての開示を求めます。開示の際は、電子交付による開示を求めます。 文書・資料等の開示にあたっては、後日請求人が審査請求しなくともすむように、紙ベースはもちろん、PCの隅々まで該当する文書・資料等を涉猟のうえ開示していただくようお願いいたします。それでもなお「文書不存在による非公開」処分とされる場合には、「上尾市情報公開条例」第26条に基づき丁寧な情報提供を市民に分かりやすく備考欄に記載してください。 (1)上尾市が「会計年度任用職員」として任用している「学校図書館支援員」は、【資料1】「上尾市会計年度任用職員の種類及び職名に関する規則」 【資料2】「上尾市立小・中学校管理規則」 【資料3】「上尾市教育委員会事務局組織規則」 以上のいずれの規則にも「学校図書館支援員」という記述がされていませんが、その理由が合理的に説明できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
7-0761	1月9日	1月23日	請求	(2)【資料4】のとおり、上尾市は「学校図書館支援員」を募集しています。 そこで、「学校図書館支援員」とは「職名」であるのか、それとも別の呼称(あるいは俗称)であるのか判別できる文書・資料等(別の呼称あるいは俗称である場合にはその呼称の根拠となる文書・資料等であること)。	指導課	全部公開	
7-0762	1月9日	1月23日	請求	(3)「学校図書館支援員」の採用候補者または任用した後に、本人に向けて「学校図書館支援員は職名ではない旨伝えていただくことが判別できる文書・資料等。	指導課	全部公開	
7-0763	1月9日	1月23日	請求	(4)【資料5】は、上尾市HP(教育委員会のページ)からの引用です。 この中の特別支援学級補助員については、上述の【資料1】～【資料2】それぞれの規則に記載されていますが、「アップスマイルサポーター」および「スクール・サポーター・スタッフ」については、【資料1】～【資料3】のいずれの規則にも掲載されていません。その理由が合理的に説明できる文書・資料等。	学務課	非公開	文書不存在
7-0764	1月13日	1月27日	請求	令和7年12月25日の上尾市議会全員協議会「上尾市いじめ問題再調査委員会の調査報告書について」において、被害者への謝罪について教育長より保護者と相談するとの発言がありました。 発言に沿って保護者と相談したことがわかる文書を請求します。	指導課	非公開	文書不存在
7-0766	1月15日	1月29日	請求	(請求人による通し番号2601-7) 本請求書文末【資料1】～【資料5】等に基づき、後述の(1)～(6)の情報についての開示を求めます。開示の際は、電子交付による開示を求めます。 文書・資料等の開示にあたっては、後日請求人が審査請求しなくともすむように、紙ベースはもちろん、PCの隅々まで該当する文書・資料等を涉猟のうえ開示していただくようお願いいたします。それでもなお「文書不存在による非公開」処分とされる場合には、「上尾市情報公開条例」第26条に基づき丁寧な情報提供を市民に分かりやすく備考欄に記載してください。 【文末の資料1～資料5の説明】 ※アーカイブ復元機能により上尾市HP(教育委員会のページ)を復元してあります。 【資料1・2】は2025.04.09時点、【資料3・4】は2025.07.08の時点です。 また、【資料5】は2026.01.15における上尾市HP(教育委員会のページ)です。 ※【資料2】と【資料4】は、それぞれの時点において公表された『上尾市立〇〇小学校における重大事態に関する調査報告書』の1枚目となっています。 (1)2024.12.24更新として『令和6年9月13日付け上尾市立〇〇小学校における重大事態に関する調査報告書』をHPに掲載することとした「決裁書」または同趣旨の文書・資料等。	指導課	全部公開	
7-0767	1月15日	1月29日	請求	(2)2025.04.09の時点では掲載されていた上記(1)『令和6年9月13日付け上尾市立〇〇小学校における重大事態に関する調査報告書』が、2025.07.08の時点では削除されています。その経緯が判別できるすべての文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
7-0768	1月15日	1月29日	請求	(3)2025.06.23更新として『令和7年4月15日付け上尾市立〇〇小学校における重大事態に関する調査報告書』をHPに掲載することとした「決裁書」または同趣旨の文書・資料等。	指導課	全部公開	
7-0769	1月15日	1月29日	請求	(4)2025.07.08の時点では掲載されていた上記(3)『令和7年4月15日付け上尾市立〇〇小学校における重大事態に関する調査報告書』が、2026.01.15の時点では削除されています。その経緯が判別できるすべての文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
7-0770	1月15日	1月29日	請求	(5)教育委員会定例会において『いじめ重大事態調査報告書』が「傍聴人を排したうえで、しかも会議録は全て非公開」という形で令和6年9月以降現在までに少なくとも12件報告されています。しかしながら、HPで公表された『重大事態に関する調査報告書』は上記2件のみとなっています。その理由が判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
7-0771	1月15日	1月29日	請求	(6)『いじめ重大事態調査報告書』をHPで公表するにあたっての諸条件等が判別できる文書・資料等(公表する期間が定められているのか否かを含む)。	指導課	全部公開	
7-0772	1月15日	1月29日	請求	(請求人による通し番号2601-8) 『イングリッシュサロン』に関連し、後述の(1)～(2)の情報の開示を求めます。開示の際は、電子交付にてお願いいたします。 (1)2025年12月に上尾公民館・原市公民館・大石公民館・大谷公民館で開催されたESの参加者数が判別できる文書・資料等。	指導課	全部公開	
7-0773	1月15日	1月29日	請求	(2)上記各公民館ごとに、「教育委員会関係者(教育長・教育委員・事務局職員)および市役所職員(教委関係者以外の職員。市長を含む)の誰が立ち合い(または視察)しているのか判別できる文書・資料。	指導課	全部公開	
7-0776	1月27日	2月5日	請求	令和8年1月23日に埼玉新聞で報道されたいじめ重大事態において、学校がいじめ防止対策推進法第二十三条6)に沿って、所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めたことがわかる文書を請求します。	指導課	非公開	文書不存在
7-0777	1月27日	2月9日	請求	(請求人による通し番号2601-9) 市教育センター関連で、後述の(1)～(2)の情報の開示を求めます。開示の際は、電子交付にてお願いいたします。 (1)【資料1】は、現在の市教育委員会HP(教育委員会のページ)からの引用です。 この中の「2025年7月1日更新 上尾市教育センターの手引き(学校向け)」を上尾市HP(教育委員会のページ)に掲載するにあたっての決裁文書(または同趣旨の文書・資料等)。 ※HPに掲載するにあたっての決裁文書(または同趣旨の文書・資料等)であり、『手引き』自体の決裁文書ではありません。	教育センター	全部公開	

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
7-0778	1月27日	2月9日	請求	(2) 下記【資料2】は、請求人が国立国会図書館の「アーカイブ復元機能」により復元した、2025年7月8日付けの上尾市HP(教育委員会のページ)です。 これにより、「▶2025年7月1日更新 上尾市教育センターの手引き(学校向け)」については掲載されていないことが判別できます。そこで、 ①▶2025年7月1日更新上尾市教育センターの手引き(学校向け)が、なぜ2025年7月8日時点で掲載されていないのか、その理由が判別できる文書・資料等。	教育センター	非公開	文書不存在
7-0779	1月27日	2月9日	請求	②2025年7月8日時点で掲載されなかったにもかかわらず、今現在「2025年7月1日更新」と表示することができた理由が判別できる文書・資料等。 (今現在掲載したのであれば、「2026年1月〇日更新」になるはず)	教育センター	非公開	文書不存在
7-0787	1月30日	2月13日	請求	(請求人による通し番号2601-11) 「イングリッシュサロン」(以下、引用を除きESと略記)に関連し、後述の情報の開示を求めます。開示の際は、電子交付にてお願いいたします。 (1) 2026年1月に上尾市民館・原市民館・大石市民館・大谷市民館で開催されたESの公民館別参加者数が判別できる文書・資料等。	指導課	全部公開	
7-0788	1月30日	2月13日	請求	(2) 上記各公民館ごとに、「教育委員会関係者(教育長・教育委員・事務局職員)および市役所職員(教委関係者以外の職員。市長を含む)の誰が立ち合い(または視察)しているのかが判別できる文書・資料。	指導課	全部公開	
7-0789	1月30日	2月13日	請求	(3) 市HP(教育委員会のページ)に「上尾市英語クラブイングリッシュサロン活動の様子」が2026.01.30更新として掲載されています。その中で、「上尾市英語クラブイングリッシュサロンは、誰でも、気軽に「生きた英語」を楽しめる小さな外国をテーマに、英語によるコミュニケーションに特化して活動している、中学生を対象にした部活動地域クラブの一つです」との記述があります。 しかしながら、「誰でも、気軽に」と言いながら、同一の文の中で「中学生を対象とした」と対象者を限定しているのは明らかに矛盾し、整合性に欠けます。 そこで、これらの記述が矛盾しないことが判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
7-0790	1月30日	2月13日	請求	(4) 上述のHPでの記載「上尾市英語クラブイングリッシュサロンは……中学生を対象にした部活動地域クラブの一つです」との記述から、ESは部活動地域クラブであることが判別できます。一方で、公表されている「上尾市における部活動の地域移行に向けた基本方針P14」には以下の記述があります。 このとおり、AGEO 地域クラブの果たす役割として、「教員の働き方改革の推進(とりわけ、中学校教員の時間外在校等時間の減少)」が掲げられています。 そこで、令和7年度におけるESの活動が、どのように「教員の働き方改革の推進」に寄与したのかが判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
7-0801	2月6日	2月19日	請求	(請求人による通し番号2602-1) 請求人は、令和7年11月12日付けで次の情報公開請求をおこないました。 【請求人による通し番号2511-12】 星野良行議員は、上記一般質問の⑥で「せめて請願や陳情の取扱いに関する規定の整備はしていただきたいというふうに思います。(中略)ぜひともご検討をよろしくお願いします」と述べています。そこでこの星野良行議員の一般質問がされた令和7年6月11日以降、本請求書受理日(令和7年11月12日または13日と想定します)までの5か月の間、上尾市教育委員会として教育委員会への請願および陳情についてどのように検討してきたのかが判別できる文書・資料等。 上記情報公開請求に対しては、次の「公文書非公開決定通知書」が交付されました。 すなわち星野良行議員が「(上尾市教育委員会への)請願や陳情の取扱いに関する規定の整備はしていただきたいというふうに思います。(中略)ぜひともご検討をよろしくお願いします」と令和7年6月11日の議会一般質問で発言(要望していることについて当該情報公開請求書受理日(令和7年11月12日)までに上尾市教育委員会としてどのように検討してきたのか)については「文書不存在による非公開処分」とされました。そこで、令和7年11月13日以降、本請求書受理日(令和8年2月6日または2月9日と想定されます)までに、上尾市教育委員会への請願や陳情の取扱いに関する規定の整備について、上尾市教育委員会としてどのように検討してきたのかが判別できる文書・資料等。開示の際は、電子交付にてお願いいたします。 なお、本情報公開請求について、「文書不存在による非公開」処分とする場合には、上尾市情報公開条例第26条による積極的な情報提供をお願いいたします。	教育総務課	一部公開	第6号
7-0806	2月16日	3月2日	請求	(請求人による通し番号2602-3) 【資料1】に基づき、後述の情報の開示を求めます。開示の際は、電子交付にてお願いいたします。 (1) 上記「議案の審議」の内、「議案第10号」にかかる議決文書。	教育総務課	全部公開	
7-0807	2月16日	3月2日	請求	(2) 前記「議案第10号」策定に関して参考とした他の自治体の規程等が判別できる文書・資料等。	教育総務課	全部公開	
7-0808	2月16日	3月2日	請求	(3) 前記「議案第10号」策定に関して、市会議員から連絡があったことが判別できる文書・資料等。	教育総務課	非公開	文書不存在
7-0809	2月16日	3月2日	請求	(請求人による通し番号2602-4) 「教育委員会の会議の公開・非公開」に関し、各項目で示した【資料1】に基づき、後述の(1)～(14)の情報の開示を求めます。開示の際は担当課と面談し、開示文書・資料等を閲覧させていただき、必要に応じてコピーを取らせていただきます。 (1) 上記【資料1】「議案第1号」について、なぜ傍聴人を退室させたうえで非公開の審議としなければならなかったのか、その理由がわかる文書・資料等。	教育総務課	全部公開	
7-0810	2月16日	3月2日	請求	(2) 上記【資料1】「議案第2号」について、なぜ傍聴人を退室させたうえで非公開の審議としなければならなかったのか、その理由が判別できる文書・資料等。	教育総務課	全部公開	
7-0811	2月16日	3月2日	請求	※前記【資料1】の「教育委員会1月定例会議案1号」を非公開の審議とした理由が、「上尾市情報公開条例第7条第6号」(【資料3】)に基づいていた場合、上記【資料2】の○数字の各箇所について、以下の情報の開示を求めます。 (3) 【資料2】の①(第12条において、「学校」という)について審議する際、「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を及ぼすおそれがあるもの」となることが判別できる文書・資料等(「おそれ」の中身が市民に合理的に説明されるものであること)。	教育総務課	非公開	文書不存在
7-0812	2月16日	3月2日	請求	(4) 【資料2】の②「法第28条第1項」を削除して「第14条第3項」とすることについて審議する際、「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を及ぼすおそれがあるもの」となることが判別できる文書・資料等(「おそれ」の中身が市民に合理的に説明されるものであること)。	教育総務課	非公開	文書不存在
7-0813	2月16日	3月2日	請求	(5) 【資料2】の③「学校におけるいじめ防止等のための対策について調査審議するとともに、」との文言を挿入することについて審議する際、「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を及ぼすおそれがあるもの」となることが判別できる文書・資料等(「おそれ」の中身が市民に合理的に説明されるものであること)。	教育総務課	非公開	文書不存在
7-0814	2月16日	3月2日	請求	(6) 【資料2】の「上尾市立の小学校又は中学校」を削除して④「学校」に文言を変更することについて審議する際、「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を及ぼすおそれがあるもの」となることが判別できる文書・資料等(「おそれ」の中身が市民に合理的に説明されるものであること)。	教育総務課	非公開	文書不存在
7-0815	2月16日	3月2日	請求	(7) 【資料2】の附則に⑤「この条例は、公布の日から施行する。」との文言を挿入することについて審議する際、「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を及ぼすおそれがあるもの」となることが判別できる文書・資料等(「おそれ」の中身が市民に合理的に説明されるものであること)。	教育総務課	非公開	文書不存在
7-0816	2月16日	3月2日	請求	(8) 上述の【資料1】「議案第1号」について傍聴人を退室させたうえで非公開の審議としたにもかかわらず、上記【資料4】のとおり、総合教育会議では、傍聴者を退室させずに上述の「一部改正の条例の中身」を公開しています。 誰がどう考えても、これらの事実は、教育委員会として整合性に著しく欠けると思われますが、どうしてこのような事態になったのかが判別できる文書・資料等。	教育総務課	非公開	文書不存在
7-0817	2月16日	3月2日	請求	(9) 【資料5】は、2020(令和8)年1月定例会の「報告事項2」です。 そこで、この「教育委員会の会議の公開・非公開の基準について」は、現在も変更されていないのか、それとも変更されたのかが判別できる文書・資料等。 なお、もしもこの項目に関して「文書不存在による非公開」処分が請求人に対して下される場合であっても、上尾市情報公開条例第26条による丁寧な情報提供をお願いいたします。	教育総務課	非公開	文書不存在
7-0818	2月16日	3月2日	請求	(10) 前記(9)の【資料5】「教育委員会の会議の公開・非公開の基準について」が変更されていない場合、「市議会に提出する案件であることをもって、非公開とするものではないということにご留意ください」という文言が現在も生きていることとなります。一方、教育委員会定例会での文言が報告されて以降、教育長および教育委員の入れ替わりがあり、現在も継続している教育委員は小池委員のみとなっています。 そこで、「市議会に提出する案件であることをもって、非公開とするものではないということにご留意ください」について、2020(R2)年4月定例会以降入れ替わった教育長や教育委員に伝えられていることが判別できる文書・資料等。	教育総務課	非公開	文書不存在

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	担当課	決定の内容	一部公開・ 非公開の理由 (情報公開条例第7 条)
7-0819	2月16日	3月2日	請求	(11) 上記「教育委員会の会議の公開・非公開の基準について」(【資料5】)において、「出席委員の三分の二以上で決したときは非公開とすることができる」とされている」との説明がされています。一方、例月の教育委員会定例会では、昨年度までの会議録には「全員から異議無しの声」などと事実とは全く異なる様子が記されていましたが、請求人の指摘により、現在の会議録の表記となっています。これらの事実を踏まえて、司会進行役の教育長が、審議を非公開にする際に、「出席委員の三分の二以上で決しましたので非公開の会議とします」とは発言していません。その理由が市民に明確に説明できる文書・資料等。	教育総務課	非公開	文書不存在
7-0820	2月16日	3月2日	請求	(12) 上記のとおり、岡野教育長(当時)は、2013年9月6日の市議会一般質問で「先ほど部長が答弁いたしましたとおり、公開、非公開の扱いにつきましては、上尾市の定めによる審議会等の会議の公開に関する指針及び上尾市情報公開条例にのっとって進めてまいります」と答弁しています。そこで、この答弁の趣旨が現在(本請求書受理日)まで継続しているか否かが判別できる文書・資料等。	教育総務課	非公開	文書不存在
7-0821	2月16日	3月2日	請求	上記【資料7】のとおり、「審議会の会議の公開に関する指針」では、「会議を開催する日の1週間前までに…(中略)…市のホームページに掲載するものとする」とされていますが、上尾市教育委員会(とりわけ定例会)の開催予告は、「上尾市教育委員会会議規則」により、「開会日の5日前」に告示する旨定められています。そこで、以下の情報の開示を求めます。(13)「審議会の会議の公開に関する指針」では、会議の開催予告は1週間前とされていますが、「上尾市教育委員会会議規則」では会議開催予告は5日前となっています。その理由が判別できる文書・資料等。なお、教育委員会として定めた「規則」が「指針」よりも優先するということである場合には、なぜ「規則」が「指針」より優先されるかについての理由であること。	教育総務課	非公開	文書不存在
7-0822	2月16日	3月2日	請求	(14) 上記に関連して、教育委員会として定めた「規則」は、教育委員会として定めた「対応マニュアル」よりも優先することが判別できる文書・資料等。なお、文書不存在による非公開処分とする場合には、上尾市情報公開条例第26条による丁寧な情報提供をお願いいたします。	教育総務課	非公開	文書不存在
7-0823	2月18日	3月2日	請求	(請求人による通し番号2602-5) 下記【資料】(市HP(教育委員会のホームページ)教育委員会第1回臨時会の結果概要について)に基づき、後述の(1)～(3)の情報の開示を求めます。開示の際は、面談のうえ、文書・資料等を閲覧し、必要に応じてコピーを取らせていただきます。 (1)上記【資料】記載の「議案第9号」を非公開の審議とした根拠が判別できる文書・資料等。	教育総務課	全部公開	
7-0824	2月18日	3月2日	請求	(2)上記【資料】記載の「議案第9号」を公開の審議とした場合、「どのようなおそれがあるのか」、「どのような支障があるのか」が判別できる文書・資料等。	教育総務課	非公開	文書不存在
7-0825	2月18日	3月2日	請求	(3)上記【資料】記載の「議案第7号・第8号・第9号」それぞれを非公開の審議とすることについて、出席委員の三分の二以上が賛成したこと(非公開審議とすることの賛意をどのように確認したのかを含めます)が判別できる文書・資料等。	教育総務課	全部公開	
7-0826	2月20日	3月4日	請求	(請求人による通し番号 2602-6) 令和8年1月29日付け上教総1178号文書「教育委員会に対する市民からの請願に関する規程整備状況調査について」各自治体から入手した回答が判別できる文書・資料等。開示の際は、電子交付にてお願いいたします。	教育総務課	全部公開	
7-0830	3月12日	3月26日	請求	令和6年度11月に重大事態として認定された〇〇小学校におけるいじめ事案の調査のために設置された「上尾市〇〇小学校に係るいじめ問題調査委員会」について、開催された会議、協議、審議等に関して各回の開催日時及び参加者の所属・職名がわかる文書 ※上尾市情報公開条例第7条(2)ウ	指導課	存否応答拒否	
7-0834	3月29日	4月10日	請求	(請求人による通し番号 2603-2) 「上尾市学校運営協議会規則」第4条に基づき、令和7年度中(本請求書受理日まで)に市内全小中学校の学校運営協議会から上尾市教育委員会に対して意見が述べられたことが判別できる文書・資料等(該当する全ての意見であること)。	指導課	非公開	文書不存在
7-0835	3月29日	4月10日	請求	(請求人による通し番号2603-3) 「イングリッシュサロン」(以下ESと略記)に関連し、後述の情報の開示を求めます。開示の際は、電子交付にてお願いいたします。 (1) 2026年2月および3月に上尾公民館・原市民民館・大石公民館・大谷公民館で開催されたESの公民館別参加者数が判別できる文書・資料等。	指導課	全部公開	
7-0836	3月29日	4月10日	請求	(2) 上記各公民館ごとに、「教育委員会関係者(教育長・教育委員・事務局職員)」および市役所職員(教委関係者以外の職員。市長を含む)の誰が立ち合い(または視察)しているのが判別できる文書・資料。	指導課	全部公開	